

令和7年9月

信用保証ハンドブック



 和歌山県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF WAKAYAMA-KEN

CONTENTS

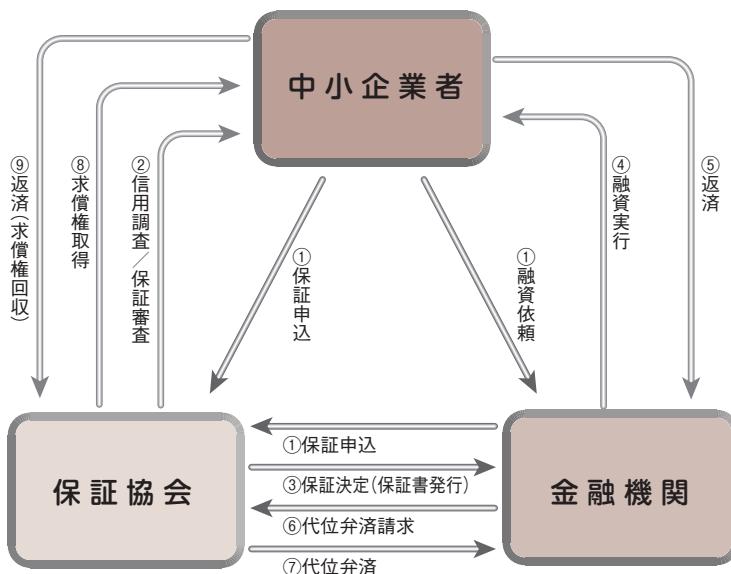
信用保証制度のしくみ	1
ご利用いただける中小企業者	2
保証利用の要件	6
保証申込手続き	8
信用保証料	11
信用保証料(Q&A)	12
責任共有制度	15
許認可等の確認を要する業種一覧表	16
保証制度一覧	22
令和7年度提携保証制度一覧	40
保証料率早見表	42
経営者保証を不要とする取扱い	45
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度のご案内	46
協調支援型特別保証のご案内	47
ラピート100のご案内	48
SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内	49
MAX280のご案内	50
短期継続保証「たんけいネクスト」のご案内	51
経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】のご案内	52
事業承継特別保証・経営承継借換関連保証のご案内	53
信用保証協会団体信用生命保険制度(※特約料早見表)	54
約定書及び各種覚書締結先一覧	55
担当部署のご案内	56
(経営支援事業)	
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」	57
「経営改善計画(早期経営改善計画)策定費用」に対する当協会の補助事業について	57

和歌山県信用保証協会の概要

保証債務の状況	24,015件 2,941億円(令和7年3月末現在)
事業所網	本所(和歌山市)・支所(田辺市)
役職員数	76名(令和7年4月1日現在)
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)

※本ハンドブックはすべて令和7年9月1日現在の内容となります。

●●●信用保証制度のしくみ



信用保証制度のしくみ(図)の説明

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みます。
(保証協会は、必要に応じ中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。)
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査 / 保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

●●●ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者で、次の条件を備えている方がご利用いただけます。なお、これから事業を始められる方であってもご利用いただける制度もございます。

1 中小企業者の範囲

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める「中小企業者」の方が対象となります。

當時使用する従業員数または資本金の額（または出資の総額）のいずれか一方が下表の要件を満たしている場合にご利用いただけます。

（例）製造業：資本金3億円超の場合でも従業員300人以下であれば、保証対象。

【個人・会社（※1）】

業 種（※2）	資本金の額または出資の総額	當時使用する従業員数（※3）
製 造 業 等（※4）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本金の額または出資の総額	當時使用する従業員数（※3）
ゴム 製品 製造 業（※5）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 处 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※1 会社とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社及び合同会社です。

※2 業種分類は、原則として日本標準産業分類（総務省編）の分類概念に準拠しますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取扱いをする場合があります。

※3 時時使用する従業員には、個人事業主の家族従業員（事業主と生計を一にする三親等内の親族）、会社の役員、臨時の従業員は含まれません。ただし、パート・アルバイトなど名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。

※4 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種（建設業、不動産業（建物売買業、土地売買業、不動産賃貸業、貸家業、賃間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス供給業、生命・損害保険代理業、土石採取業、木材伐採業、鉱業、旅行業、金融業）です。

※5 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。

●●●ご利用いただける中小企業者

【その他の法人】

1. 医業を主たる事業とする法人

常時使用する従業員数または資本金（または出資金の総額）のいずれか一方が下表の要件を満たしている場合にご利用いただけます。

	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数(※3)
医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人等		300人以下
医業を主たる事業とする会社	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする個人		100人以下
医業を主たる事業とする組合	P4 【組合】をご参照ください。	

(参考) 医業とは、病院、一般診療所、獣医業、介護老人保健施設、介護医療院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達センター等が挙げられます。

2. 一般社団法人、一般財団法人

医業を主たる事業とする場合以外では、次の場合に限り保証対象となります。

商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連及び技術等情報漏えい防止措置関連等の信用保険特例により、中小企業者と「みなされた」一般社団法人または一般財団法人。

この場合、規模的制限（出資の総額及び従業員規制）はありません。

3. 売業法人

各売業法人（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人及び行政書士法人）であって、出資金が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下のものは保証対象となります。

4. 外国会社

外国の法令に準拠して設立された法人であっても、中小企業者等一定の資格を有する場合は保証対象となります。

5. 社会福祉法人

医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象となります。

6. 特定非営利活動法人（NPO法人）

従業員数が300人（小売業（飲食業を含む）は50人、卸売・サービス業は100人）以下の法人が保証対象となります。

なお、保険特例制度については、経営安定関連、災害関係、地域伝統芸能等関連、周辺地域整備関連、東日本大震災復興緊急関連、地域経済牽引事業関連、危機関連、商店街活性化促進事業関連、情報処理システム運用・管理関連の9つの信用保険特例に

●●●ご利用いただける中小企業者

限ってご利用いただけます。

ただし、上記9つの信用保険特例以外でも、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、連携創業支援等関連及び小規模事業者支援関連の信用保険特例により中小企業者と「みなされた」場合は、これらの保険特例制度をご利用いただけます。

7. 学校法人、宗教法人、中間法人及び有限責任事業組合（ＬＬＰ）

いずれも保証協会の保証を利用できる「中小企業者」には該当しません。

【組 合】

当該組合が保証対象業種を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営む場合にご利用いただけます。なお、組合自体の出資の総額及び従業員についての規制はありませんが、構成員に規制を設ける場合があります。

保証対象となる組合とその要件は、下表のとおりです。

組 合 の 名 称	保証対象となる要件
中小企業等協同組合(※) 事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
消費生活協同組合(同連合会) 農業協同組合(同連合会) 水産業協同組合 森林組合(同連合会) 生産森林組合	保証対象事業を営むもの
協業組合	保証対象事業を営むもの
商工組合(同連合会)	保証対象事業を営むものまたは構成員が保証対象事業を営むもの
商店街振興組合(同連合会)	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
生活衛生同業組合(同連合会) 生活衛生同業小組合	構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業1億円)以下の資本金である法人または常時50人(卸売業またはサービス業100人)以下の従業員を使用するもので、保証対象事業を営むものまたはその構成員が保証対象事業を営むもの
酒造組合(同連合会、同中央会)	構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの
酒販組合(同連合会、同中央会)	構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(卸売業1億円)以下の資本金である法人または常時50人(卸売業100人)以下の従業員を使用するもの
内航海運組合(同連合会)	構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの

※ 中小企業等協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合です。ただし、信用協同組合については、業種要件(保証の対象になる業種)の関係から実務上では、保証の対象になるケースは想定されません。

●●●ご利用いただける中小企業者

2 保証対象業種

政令指定業種を基本にほとんどの業種を保証対象としていますが、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業の一部においては保証対象外になる業種があります。

また、許認可等を必要とする業種は、適法に許認可等を受けていることが必要となります。許認可の名義人、有効期限をご確認の上、申込時に添付してください。(保証協会が許認可等の確認を要する業種は、P16～P21を参照)

保証対象外業種	
農林漁業	一部取扱い可能な場合があります。
金融・保険業	一部取扱い可能な場合があります。
風俗営業飲食業	風営法第3条第1項の適用を受けた飲食業について、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのないものは対象となります。
サービス業中 右記のもの	<p>① 洗濯・理容・美容・浴場業中の特殊浴場業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限ります。)</p> <p>② 娯楽業中次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・風営法第2条第6項、第7項、第8項、第9項、第10項に掲げる業種すべて第2条第6項「店舗型性風俗特殊営業」<ul style="list-style-type: none">第1号 ソープランド等／第2号 店舗型ファッションヘルス等第3号 ストリップ劇場、ポルノ映画館等／第4号 モーテル、ラブホテル等第5号 アダルトショップ・個室ビデオ等／第6号 その他第2条第7項「無店舗型性風俗特殊営業」<ul style="list-style-type: none">第1号 派遣型ファッションヘルス等／第2号 アダルトビデオ等通信販売営業等第2条第8項「映像送信型性風俗特殊営業」<ul style="list-style-type: none">インターネットを利用した画像配信等第2条第9項「店舗型電話異性紹介営業」<ul style="list-style-type: none">テレホンクラブ等第2条第10項「無店舗型電話異性紹介営業」<ul style="list-style-type: none">ツーショットダイヤル等③ その他の事業サービス業中の次に掲げるもの<ul style="list-style-type: none">・他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く)に限ります。)④ 政治・経済・文化団体<ul style="list-style-type: none">・例: 実業団体(商工会議所、商工会等)⑤ 宗教
全業種共通	社会的批判を受けるおそれのあるもの

ご利用いただけない中小企業者

次の項目に該当する方は、原則として信用保証をご利用になれません。

- ① 取引停止処分を受けている方(第一回不渡後6か月を経過していない方を含む)
※電子債権記録機関の支払い不能処分も同様)
- ② 破産・民事再生・会社更生・特別清算などの法的措置やその他の私的整理の手続中、または申立予定の方
- ③ 協会の保証付融資の返済について、延滞等債務不履行がある方
- ④ 当協会または他協会で代位弁済を受け、求償債務が残っている方
- ⑤ 休眠会社(休眠組合)や、営業活動の実態が認められない方
- ⑥ 反社会的行為者またはその共生者

保証制度によって
は他に要件を定め
ているものがあり
ます。

●●●保証利用の要件

1 保証限度額

(1)一般保証(和歌山県、和歌山市制度融資保証を含みます。)

2億8,000万円

(組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会または酒類業組合の場合は、4億8,000万円)

(2)特別保証(一般保証とは別枠扱い)

国が定める特別保証制度(例:セーフティネット保証など)で、利用できる中小企業者の範囲も国で指定されています。

県、市制度であっても、特別保証に係る認定書等を取得し、かつ当該特別保証の主旨に沿った県、市制度であれば別枠をご利用いただけます。

一般保証に係る限度枠(2億8,000万円)の内枠

有担保枠
[2億円]



無担保枠【最大8,000万円】
無担保無保証人枠(特別小口)
[2,000万円]



特別保証(例:セーフティネット保証)に係る限度枠(2億8,000万円)の内枠

※国が定める特別保証は、一般保証とは別枠で定められています。

有担保枠
[2億円]



無担保枠【最大8,000万円】
無担保無保証人枠(特別小口)
[2,000万円]

※ 無担保無保証人枠については、特別小口保険が成立する場合(有担保枠・無担保枠との併用不可)に限ります。

2 資金使途

保証対象の資金使途は、中小企業者の事業経営上に必要な運転資金及び設備資金です。事業資金以外の生活資金、住宅資金、投機資金等は保証対象となりません。また、申込金融機関の既存のプロパー債権を回収する資金(旧債振替)については、保証協会が特別に認めた場合や事業承継に係る一部の保証制度、プロパー融資借換特別保証制度を利用する場合に限

●●●保証利用の要件

り、保証対象となります。

3 保証期間

一般保証の保証期間…10年以内

※その他長期の保証期間にてご利用いただける保証制度もございます。制度の概要是P22～P41「保証制度一覧」「令和7年度提携保証制度一覧」をご参照ください。

4 収支方法

一括返済または分割返済となります。

5 取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合など、ほとんどの金融機関で、保証協会付き融資の利用が可能です。(P55「約定書及び各種覚書締結先一覧」をご参照ください。)

6 貸付利率

保証する貸付金の利率(割引利率)は、金融機関の定めるところによりますが、保証付き融資であることを考慮して、一般の融資利率より低利となっています。また、和歌山県、和歌山市等による制度融資保証については、低利かつ固定金利です。

7 連帯保証人・担保

(1)連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

なお、実質的な経営権を有している方など、特別な事情がある場合は、連帯保証人になっていただくことがあります。

詳細は、P45「経営者保証を不要とする取扱いについて」をご参照ください。

(2)担保

必要に応じて担保を差し入れていただく場合があります。

※ 担保不要の要件を定めている保証制度(特定社債保証等)もあります。

※ 担保を差し入れていただいた保証については保証料の割引(▲0.1%)適用があります。(ただし、セーフティネット保証、協調支援型特別保証等一部適用除外制度があります。)

●●●保証申込手続き

1 保証申込時に必要な書類

保証申込時に必要な書類は以下のとおりです。

ただし、審査上必要な資料について、別途提出をお願いする場合があります。

必 要 書 類	注 意 事 項
信用保証委託申込書 申込人(企業)概要 信用保証依頼書	※当座貸越・カードローン根保証の申込時は、信用保証依頼書裏面の資格要件申告欄をご記入ください。
財産状況の記載について	※個人事業主のみご提出ください。 確定申告書で貸借対照表を作成している場合も必要です。
個人情報の取扱いに関する 同意書(包括同意)	※既に同意書(包括同意)を提出している場合は不要です。 ※経営者保証を不要とする場合でも代表者の同意書(包括同意)は提出する必要があります。また、許認可名義人及び物上保証人も同様に提出が必要です。
登記事項証明書【写】 (商業登記簿謄本)	※協会を初めて利用(事前相談含む)するときは、ご提出ください。 2回目以降は登記事項に変更がある場合に必要です。
本人確認書類【写】 (運転免許証、住民票、 個人番号カード等)	※協会を初めて利用(事前相談含む)するときは、個人(法人代表者含む)に係る書類をご提出ください。
「経営者保証に関する ガイドライン」等に係るご説明	※経営者保証を提供する場合に限り、保証制度を問わず提出していただく必要があります。
印鑑証明書【写】	※協会を初めて利用するときは、申込時にご提出ください。 2回目以降は記載事項に変更がある場合に必要です。
決算書または確定申告書 2期分【写】 (確定申告に係る 補足説明書を添付)	※税務署に提出されたものをご提出ください。 電子申告の場合：電子申告時のメール詳細や電子受付完了報告書をご提出ください。 電子申告ではない場合：納税の事実が確認できる納税証明書・領収書等にてご確認ください。協会への提出は原則不要ですが、申告事実に疑義がある場合、提出を依頼することがあります。
試算表【写】	※決算期より6ヶ月以上経過している場合にご提出ください。
納税証明書【写】	※信用保証委託申込書等において未納がないことが確認できる場合、ご提出を省略いただけます。 ※納税状況に疑義がある場合、納税証明書(国税・県税・市町村民税等)の提出を依頼することができます。 ※県制度利用または不動産担保を提供いただく場合は、次ページ以降の「2 その他の添付資料」をご確認ください。
定款【写】	※会社設立後、決算未到来先については、必ずご提出ください。 また、必要に応じ、ご提出を依頼することができます。
信用保証委託契約書	※貸付等の実行後に提出してください。

●●●保証申込手続き

2 その他の添付資料

次に該当する場合は、P8で記載した書類に加え、別途資料の提出をお願いします。

<組合の場合>

組合員名簿(原則として必要)【写】

<NPO 法人の場合>

特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書等」【写】

※事業報告書等とは以下のものを指します。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ①事業報告書 | ②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録 |
| ③年間役員名簿 | ④社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 |

<県制度の場合>

納税証明書「別記第1号の12の2」(県税等に未納がないことの証明)【写】

※申込受付時点で県制度の利用残高があり、信用保証委託申込書等において未納がないことが確認できる場合、ご提出を省略いただけます。なお、特別小口保証制度を利用する場合は事業税、県民税または所得税等の納税証明書(納期が1年以内で完納を確認できるもの)が必要です。

その他、和歌山県中小企業一般(政策)融資要領で定める書類

<許認可事業を経営されている方>

許可証、認可証、届出書、登録証、免許証または各種証明書【写】

<前回設備資金の保証を受けた方で、設備完了確認が未了の場合>

設備領収書【写】

※領収書以外の資料等で確認できる場合はその資料でも可能です。「設備完了報告書」に添付して提出してください。

<常時使用する従業員数が従業員規制の90%超の場合>

労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書または社会保険事務所の発行する証明書等【写】

※保証申込時に下表に該当する場合は、ご提出ください。

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円超	270人超
卸売業	1億円超	90人超
小売業	5,000万円超	45人超
サービス業	5,000万円超	90人超
政令特例業種	該当する資本金を超えるか、かつ、定められた従業員数の90%を超えるもの。(P2:「1中小企業者の範囲」を参照)	

●●●保証申込手続き

<設備資金に係る申込の場合>

契約書または見積書等【写】
建物建築資金の場合は、建築確認申請書【写】

<不動産担保を提供いただく場合>

担保設定確認シート(令和7年2月1日制定)
登記事項証明書(不動産登記簿謄本)
公図(地積測量図)、建物図面・各階平面図
住宅地図(所在地略図)、前面道路に関する資料、物件写真
納税証明書(物件所有者の国税、県税、市町村税完納証明書等)【いずれも写】
※条件担保扱いの場合は、金融機関にて保管してください。
【借地上の建物の場合】
土地賃貸借契約書(借地契約書)、土地所有者(地主)の(根)抵当権設定に関する承諾書【写】

<申込人または連帯保証人が外国人の方の場合>

住民票、在留カード、特別永住者証明書等【写】

<例外事由を除き連帯保証人(個人)を徵求する場合>※当座貸越・カードローンの更新含む

保証契約締結前1ヵ月以内に作成された保証意思宣言公正証書
※原則、連帯保証人(個人)を徵求するときは保証意思宣言公正証書を作成することにより保証意思を確認します。ただし、以下の例外事由に該当する場合は不要です。
(1)主債務者が法人の場合・理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
・議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等
(2)主債務者が個人の場合・主債務者が行う事業に現に従事している配偶者
・主債務者と共同して事業を行う者

<例外事由に該当する連帯保証人(個人)を徵求する場合>※当座貸越・カードローンの更新含む

例外事由に該当することが確認できる書類
主債務者が法人の場合：登記事項証明書（商業登記簿謄本）、株主名簿等【いずれも写】
主債務者が個人の場合：住民票、戸籍謄本等【いずれも写】

●●●信用保証料

信用保証料の性質は、いわゆる金利的・手数料的な性格とは異なり、「信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価であって、国の信用保険料、協会の業務費及び損失負担（代位弁済等）に充てられるもの」として位置付けられております。

実務面では貸付実行時に金融機関に於いて徵求いただくことになります。（約定書第8条）

I 保証料率区分表

（年率、%）

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

- セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証など一部の保証では、所定（一律）の保証料率が適用されます。
- 担保をご提供いただいた場合は、通常保証料率から0.1%割引となります。また、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類をご提出いただいた場合は、通常保証料率から0.1%割引となります。（共に一部適用除外制度があります。）

※ 保証制度別の保証料率の詳細は、P42～P44「保証料率早見表」をご参照ください。

II 料率の算出方法

保証料率は、お客様の決算内容等をもとに「CRD（注1）」によるスコアリングシステムを活用し、保証審査を踏まえ、上記9区分の保証料率体系のいずれかの料率を適用します。なお、貸借対照表及び損益計算書を作成していない中小企業者（創業後まもなく決算期末到来により決算書がない方、確定申告書の資産負債調べのない個人事業者の方等）については、上記区分5の料率を適用します。

（注1）「CRD」とは経済産業省（中小企業庁）のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データ等を収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

●●●信用保証料(Q&A)

信用保証料

Q&A

Q1 信用保証料の計算方法は？

A1. 基本的な計算式は、次のとおりです。

①一括返済の場合

$$\text{保証料} = \frac{\text{借入金額}}{(\text{根保証は極度額})} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

(例 借入金額 1,000 万円、期間 2 年、保証料率 1.2% の場合)

$$1,000 \text{ 万円} \times \frac{24}{12} \times 1.20\% = 240,000 \text{ 円}$$

②分割返済の場合

$$\text{保証料} = \frac{\text{借入金額}}{12} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{分割係数}}{(\text{注 } 1)}$$

(例 借入金額 1,000 万円、期間 5 年、保証料率 1.2% の場合)

$$1,000 \text{ 万円} \times \frac{60}{12} \times 1.20\% \times \frac{0.55}{(\text{注 } 1)} = 330,000 \text{ 円}$$

(注 1) 分割係数（返済回数によって、掛率が異なります。）

均等分割返済の場合

返済回数	6回以下	7~12回	13~24回	25回以上
係 数	0.7	0.65	0.6	0.55

※初回返済開始までに据置期間を設けたり、最終回に据置金額を設ける等の場合は、別途計算し加算されます。

据置金額：最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の 2 倍を超える場合における最終回の返済額と直前回の返済額の差のこと。

不均等分割返済の場合

返済回数	6回以下	7~12回	13~24回	25回以上
係 数	0.77	0.72	0.66	0.61

Q2 信用保証料を分納することはできますか？

A2. 借入金額が 1,500 万円を超える場合、かつ期間が 2 カ年を超える場合は、下記

基準表に基づいて分納いただけます。

(単位：%)

分納回数	返 済 期 間	初回	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後	14年後
2	2 年超 4 年 以内	75	25													
3	4 年超 6 年 以内	60	30	10												
4	6 年超 8 年 以内	45	35	15	5											
5	8 年超 10 年 以内	35	30	20	10	5										
6	10 年超 12 年 以内	30	20	20	15	10	5									
7	12 年超 14 年 以内	25	20	20	15	10	5	5								
8	14 年超 16 年 以内	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16 年超 18 年 以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18 年超 20 年 以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20 年超 22 年 以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22 年超 24 年 以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
13	24 年超 26 年 以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
14	26 年超 28 年 以内	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
15	28 年超	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2	

●●●信用保証料(Q&A)

Q3

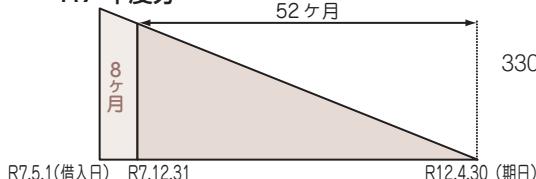
令和7年5月1日に1,000万円を60回の均等分割返済(期日R12.4.30)で借入し、5年分の信用保証料を一括で支払いました。

決算書を作成する際、信用保証料の当期経費算入額の計算を教えてください。
決算は12月31日です。

A3. 下記の計算式にて算出してください。

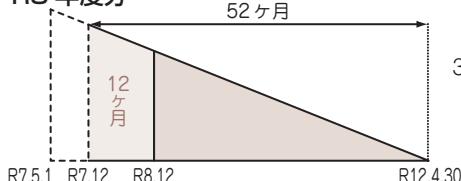
信用保証料の総額は、330,000円 (A1.①参照) です。

R7 年度分



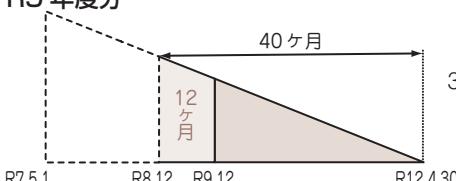
$$330,000 \times \left\{ \left[\frac{60}{60} \right]^2 - \left[\frac{60-8}{60} \right]^2 \right\} = 82,133$$

R8 年度分



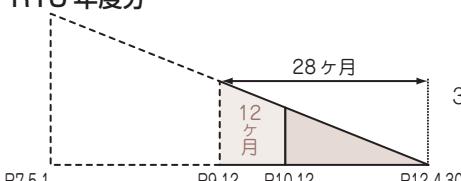
$$330,000 \times \left\{ \left[\frac{52}{60} \right]^2 - \left[\frac{52-12}{60} \right]^2 \right\} = 101,200$$

R9 年度分



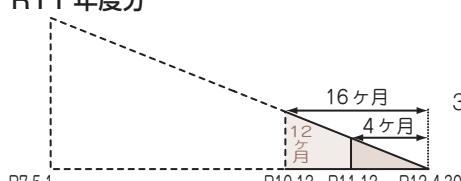
$$330,000 \times \left\{ \left[\frac{40}{60} \right]^2 - \left[\frac{40-12}{60} \right]^2 \right\} = 74,800$$

R10 年度分



$$330,000 \times \left\{ \left[\frac{28}{60} \right]^2 - \left[\frac{28-12}{60} \right]^2 \right\} = 48,400$$

R11 年度分



$$330,000 \times \left\{ \left[\frac{16}{60} \right]^2 - \left[\frac{16-12}{60} \right]^2 \right\} = 22,000$$

R12 年度分

$$330,000 \times \left[\frac{4}{60} \right]^2 = 1,467$$

●●●信用保証料(Q&A)

Q4 早期完済した場合の信用保証料の取扱いについて教えてください。

A4.期限前完済及び期間短縮や極度減額(当座貸越・カードローン等の根保証)、一部内入れ等の条件変更をされた場合、一部支払い済みの保証料を返戻いたします。

(ただし、返戻額が1,000円未満や、返済が滞っている場合は除きます。)

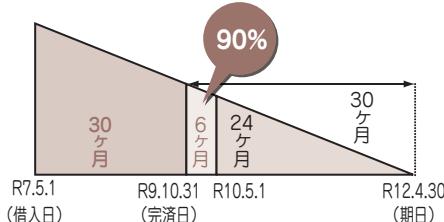
完済日から概ね2~4週間で、保証料返戻についての通知を発送します。その際に同封する返戻保証料の振込口座を指定する書面が協会に返送された後1~2週間で、当該指定口座へお振込みします。(※信用保証依頼書の「保証料返戻預金口座」の欄は使用していません。)

Q5

令和7年5月1日に1,000万円を60回の均等分割返済(期日R12.4.30)で借入し、5年分の信用保証料330,000円を一括で支払いました。

令和9年10月31日に早期完済した場合、信用保証料はどれくらい返戻されますか？

A5.借入日から1年毎に区分し完済の属する1年については未経過保証料の90%を、完済日の属する1年を超える期間は未経過保証料の全額を返戻します。概算(月数)の計算式は、次のとおりです。(実際は日数計算されます。)



$$330,000 \times \left[\frac{60-30}{60} \right]^2 = 82,500$$

(60-30) は未経過期間

$$330,000 \times \left[\frac{24}{60} \right]^2 = 52,800 \dots\dots\dots \textcircled{A}$$

完済日の属する1年を超える期間

$$\left[82,500 - 52,800 \right] \times 90\% = 26,730 \dots\dots\dots \textcircled{B}$$

$$\text{返戻保証料} = 79,530 \quad (\textcircled{A} + \textcircled{B})$$

●●●責任共有制度

平成19年10月より協会の保証付き融資について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行及びその後における経営支援や再生支援を行うことを目的とした「責任共有制度」が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。金融機関の負担割合はいずれの方式でも20%となります。

責任共有制度の対象となる保証制度

一部対象除外制度を除く、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。なお、対象除外制度は下表のとおりです。

対象除外制度

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証(NPO法人が利用する場合は責任共有対象)
3. セーフティネット保証1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】(対象除外制度を同額以内で借換えた場合、または危機関連指定期間に保証申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換えた場合に限る)
10. 危機関連保証

上記、対象除外制度をご利用いただいた場合、原則として既存の責任共有対象制度を借換えることは出来ませんのでご注意ください。

また、金融機関の方式選択に関わらず部分保証方式となる保証制度があります。(例:特定社債保証、流動資産担保融資保証 保証割合80%)

●●●許認可等の確認を要する業種一覧表

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
食料品製造業	知事(保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間(注1)
食料品販売業	知事(保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間(注1)
飲食店	知事(保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間(注1)
建設業(注2)	国土交通大臣(知事)	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許可	道路運送法(4条)	定めなし
一般貸切旅客自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許可	道路運送法(4条、8条)	5年(注3)
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許可	道路運送法(43条)	定めなし
自家用有償旅客運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	登録	道路運送法(79条)	2年または5年 (更新時2年、 3年または5年) (注4)
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	定めなし
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	定めなし
旅館業	知事(市長)	許可	旅館業法(3条)	定めなし
住宅宿泊事業	知事(市長)	届出	住宅宿泊事業法(3条)	定めなし
古物営業	公安委員会	許可	古物営業法(3条)	定めなし
薬局	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年または6年 (注5)
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年または6年 (注6)
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	厚生労働大臣	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	知事(市長)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年

●●●許認可等の確認を要する業種一覧表

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医療機器修理業	厚生労働大臣(知事)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	市町村長	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	知事	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年または7年)(注7)
特別管理産業廃棄物処理業	知事	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年(更新時5年または7年)(注7)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)
病院・診療所・助産所	知事(市長)	許可	医療法(7条)	定めなし
宅地建物取引業	国土交通大臣(知事)	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	税務署長	免許	酒税法(7条)	定めなし
酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	酒税法(8条)	定めなし
酒類販売業	税務署長	免許	酒税法(9条)	定めなし
第1種高圧ガス製造業	知事	許可	高圧ガス保安法(5条)	定めなし
液化石油ガス販売業	経済産業大臣(経済産業局長)(知事)	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	定めなし

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家畜商	知事	免許	家畜商法(3条)	定めなし
浄化槽清掃業	市町村長	許可	浄化槽法(35条)	期間を付すことができる
興行場	知事(市長)	許可	興行場法(2条)	定めなし
浴場業	知事(市長)	許可	公衆浴場法(2条)	定めなし
測量業	国土交通大臣	登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	知事	登録	砂利採取法(3条)	定めなし
採石業	知事	登録	採石法(32条)	定めなし
建築士事務所	知事	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業(注8・9)	経済産業大臣 (経済産業局長) (知事)	登録 (建設業の 許可を取 得していな い場合)	電気工事業の業務の適正化に関する 法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	運輸局長	認証	道路運送車両法(78条)	定めなし
揮発油販売業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	揮発油等の品質の確保等に関する 法律(3条)	定めなし
揮発油特定加工業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	揮発油等の品質の確保等に関する 法律(12条の2)	定めなし
軽油特定加工業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	揮発油等の品質の確保等に関する 法律(12条の9)	定めなし
接待飲食等営業(注10)	公安委員会	許可	風営法(3条)	定めなし
遊技場営業(注11)	公安委員会	許可	風営法(3条)	定めなし

●●●許認可等の確認を要する業種一覧表

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業を除く。)	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録 (注12)	割賦販売法(31条)	定めなし
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業に限る。)	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録 (注12)	割賦販売法(35条の2の3)	定めなし
クレジットカード番号等取扱契約締結事業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録 (注12)	割賦販売法(35条の17の2)	定めなし
個別信用購入あっせん業	経済産業大臣 (経済産業局長)	登録	割賦販売法(35条の3の23)	3年
金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	内閣総理大臣 (財務局長)	登録	金融商品取引法(29条)	定めなし
投資運用業(適格機関投資家等特例業務)	内閣総理大臣 (財務局長)	届出	金融商品取引法(63条)	定めなし
投資運用業(海外投資家等特例業務)	内閣総理大臣 (財務局長)	届出	金融商品取引法(63条の9)	定めなし
投資運用業(移行期間特例業務)	内閣総理大臣 (財務局長)	届出	金融商品取引法(附則3条の3)	定めなし
商品先物取引業	経済産業大臣 農林水産大臣	許可	商品先物取引法(190条)	6年
商品投資顧問業	経済産業大臣 農林水産大臣	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(3条)	6年
特定店頭商品デリバティブ取引業	経済産業大臣 農林水産大臣	届出	商品先物取引法(349条)	定めなし
商品先物取引仲介業	経済産業大臣 農林水産大臣	登録	商品先物取引法(240条の2)	6年
資金移動業	財務局長	登録 (注12)	資金決済に関する法律(37条)	定めなし

業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令	許認可等の有効期限
自家型前払式支払手段発行業	財務局長	届出	資金決済に関する法律(5条)	定めなし
第三者型前払式支払手段発行業	財務局長	登録 (注12)	資金決済に関する法律(7条)	定めなし
金融商品仲介業	内閣総理大臣 (財務局長)	登録	金融商品取引法(66条)	定めなし
金融サービス仲介業(有価証券等仲介業に限る。)	内閣総理大臣 (財務局長)	登録	金融サービスの提供に関する法律(12条)	定めなし

注 1：改正法施行日（令和3年6月1日）時点で改正前の法令に基づく営業許可を取得している場合は、取得済みの許可に該当する営業に限り、有効期限まで引き続き営業を行うことが可能です。

注 2：以下については「軽微な工事」に該当し、許可是不要です。

①工事1件の請負金額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事、または延べ総面積150m²に満たない木造住宅工事

②工事1件の請負金額が建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事

注 3：既存取得者の初回更新日は、許可を受けた年の西暦下一桁に応じて更新年が、当該許可を受けた月日に応じて更新日が決まります。

注 4：自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際しは正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は5年です。

注 5：薬局製造販売医薬品製造販売業は6年、他は5年です。

注 6：薬局製造販売医薬品製造業は6年、他は5年です。

注 7：産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた方であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する方として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は7年です。

注 8：工事1件の請負金額が500万円未満（建設業許可是不要）の場合、登録が必要です。

注 9：家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事及び軽微な工事の場合、登録は不要です。

注10：風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。

注11：風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいいます。

注12：登録証が無いため、登録に係る通知または登録証明書の写しの提出が必要となります。

●●●保証制度一覧

【主な協会制度】

制度名称	保証対象
一般保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人(組合を含む)。
プロパー融資借換特別保証	<p>申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次のいずれにも該当する法人。</p> <p>ただし、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込日(※1)に満たしていることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと <p>(※1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>
手形等割引根保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人(組合を含む)。
根保証 当座貸越 (貸付専用型) 根保証	<p>(個人企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のAからDのいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> A : 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B : 保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること C : 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有すること D : 確定申告が青色であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があること <p>(法人企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のA・Bのいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> A : 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B : 保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金 返済資金	(有担保)個人・法人 組合 (無担保) 2億円 4億円 8,000万円	10年以内(据置期間1年以内)	0.45 ↓ 1.90	金融機関 所定
返済資金 (経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金)	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円 ※取扱金融機関における融資限度額(既往の本制度残高を含む)は、当該金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高(下記①または②のいずれかまたは両方を実行した融資の残高を含む)の範囲内となります。 ①経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること ②経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による返済部分を除く。)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間1年以内)	0.45 ↓ 1.90	金融機関 所定
運転資金	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円	1年以内 (ただし、保証期間中に割引かれた手形及び電子記録債権の最も遅れて到来する支払期日まで)	0.39 ↓ 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金 返済資金	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能)	0.39 ↓ 1.62	金融機関 所定

●●●保証制度一覧

【主な協会制度】

制度名称		保証対象
根 保 証	事業者 カードローン 当座貸越 根保証	<p>(個人企業)</p> <p>①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のAからCのいずれかに該当する方</p> <p>A : 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること</p> <p>B : 保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること</p> <p>C : 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有すること</p> <p>(法人企業)</p> <p>①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のA・Bのいずれかに該当する方</p> <p>A : 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること</p> <p>B : 保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること</p>
	小規模企業者 カードローン 当座貸越根保証 (カードローンJ)	<p>同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っている小規模企業者で、次のすべての要件を満たす方。</p> <p>①最近2年間のいずれかの決算で利益(法人は経常利益、個人は申告所得)を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと ②本制度を含め事業者カードローン根保証の利用がないこと</p>
創業者 カードローン 当座貸越根保証 (カードローンS)		<p>創業後1年未満の方(事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る)で、次のすべての要件を満たす方。</p> <p>(1) 申込時、下記資料の提出ができる方。</p> <p>① 創業したことが確認できる資料 個人:税務署提出の開業届の写し(開業予定期限を申告するものを除く) 法人:商業登記簿謄本 ② 創業計画書</p> <p>(2) 申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること</p> <p>(3) 本制度を含め事業者カードローン根保証及び小規模企業者カードローン根保証の利用がないこと</p>
長期保証		「一般保証」の資格を有し、長期返済計画を有し、利益償還が見込める方。

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金 返済資金	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱い)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能)	0.39 ~ 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金 返済資金 (注)解約新規のみ	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内) (平均月商(直近決算)の3か月以内、本件を含めて保証債務残高3,000万円以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能)	0.39 ~ 1.62	金融機関 所定
運転資金 設備資金	50万円以上 100万円以内	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能)	0.39 ~ 1.62	金融機関 所定
運転資金 返済資金	(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	7年超10年以内 (設備資金の借換で協会が認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ~ 1.90	金融機関 所定
設備資金		10年超20年以内 (不動産取得資金等で協会が特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)		

●●●保証制度一覧

【主な協会制度】

制度名称	保証対象
小口零細企業保証	<p>次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者。</p> <p>①常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う方(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする方のうち、特定事業を行う方</p> <p>③事業協同小組合であって、特定事業を行う方またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う方</p> <p>④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方</p> <p>⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方</p> <p>⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方(上記①から⑤に掲げるものを除きます。)</p>
特定社債保証	<p>下記の(1)から(3)の適債基準のいずれかに該当する方。(ただし、会社に限る。)</p> <p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること <p>(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること <p>(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること
「SDGs型」 特定社債保証 (P49「SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内」に詳細がございます。)	上記適債基準のいずれかに該当し、SDGsの取組みを行う方。(ただし、会社に限る。)
流動資産担保融資保証	国内の事業者に対して売掛債権または棚卸資産を保有する方。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金 返済資金	既存の保証協会の保証付 融資残高を含めて 2,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 (2.20	金融機関 所定
運転資金 設備資金 返済資金	4億5,000万円 (ただし、経営安定関連保証及び危機関連 保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5 億円を限度とする。 また、社債に係る保証割合は80%とする。(發 行価額は5億6,000万円が限度) なお、保証付社債の一回の最低發行額は 3,000万円とする。)	2年以上 7年以内 一括償還及び定期償還 (ただし、振替債に限る。)	社債総額 に対し 0.45 (1.90	発行体 所定 (6か月毎 後払い)
			社債総額 に対し 0.25 (1.70	
運転資金 設備資金 返済資金	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は可能) 個別保証 1年以内	借入(極度) 額に対し 0.68 (保証額に 対し0.85)	金融機関 所定

●●●保証制度一覧

【和歌山県制度】

令和7年度 和歌山県中小企業融資制度

マニ ご案内

～和歌山県中小企業融資制度とは～

県内の中小企業の皆さんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくために、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

中小企業の皆さんの負担を軽減するため、「低利・固定・長期」の資金とし、信用保証料についても県が一部負担しています。



和歌山県PRキャラクター

「きいちゃん」

.....このようなときにご利用ください.....

- | | |
|---|---------------|
| ・設備の導入や原材料の仕入れなど、一般的な事業資金が必要
・経営者保証のない融資を受けたい | ▶▶ ①振興対策資金 |
| ・経済情勢の悪化等で売上や利益率が減少した
・セーフティネット保証の認定を受けた | ▶▶ ②経営支援資金 |
| ・短期の決済資金が必要
・自然災害により被災し、罹災証明を受けた | ▶▶ ③短期決済資金 |
| ・小規模企業者※であり、無担保・保証人なしで資金を調達したい
※従業員数20人以下（商業又は宿泊業・娛樂業を除くサービス業は5人以下） | ▶▶ ④小企業応援資金 |
| ・開業時又は開業後に事業資金が必要
・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、開業したい | ▶▶ ⑤新規開業資金 |
| ・月々の返済負担を軽減したい
・賃上げに取り組みたい
・中小企業活性化協議会の支援などの下、事業の立て直しを図りたい | ▶▶ ⑥資金繰り安定資金 |
| ・事業を承継する際又は事業承継を契機に資金が必要 | ▶▶ ⑦事業承継支援資金 |
| ・新たな設備を導入し、生産性向上や事業再構築などを図りたい
・観光関係施設の増改築やリフォームを行いたい | ▶▶ ⑧成長サポート資金 |
| ・耐震補強や消防用設備の導入、事業継続力強化計画の策定・実施など、防災対策を行いたい
・新エネルギー、省エネルギー、環境対策等の関連施設を導入したい | ▶▶ ⑨安全・安心推進資金 |
| ・地震等の大規模災害により被害を受け、復旧する資金が必要 | ▶▶ ⑩災害復旧対策資金 |

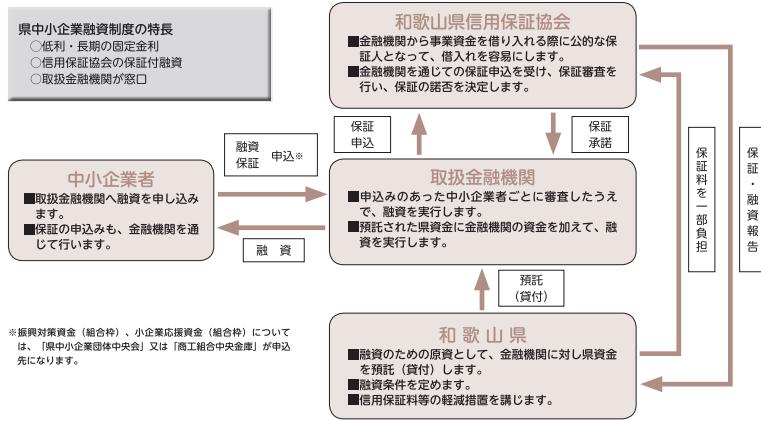
詳しくは、和歌山県ホームページ「和歌山県中小企業融資制度のご案内」をご参照ください。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>



和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 商工振興課

県中小企業融資制度の仕組み・申込方法について

県・取扱金融機関・和歌山県信用保証協会が協調して融資を行います。



県中小企業融資制度における信用保証料率について

中小企業の皆さんの負担を軽減するため、国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率を引き下げています。

1. 信用保証料率区分表

信用保証料率は、中小企業者・組合の経営状況(CRDモデルの指標)に応じて、1~9のいずれかの区分となります。

資金名	枠名等		区分								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
①小企業応援資金	小口	保証協会所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
		県融資制度	1.50	1.45	1.40	1.35	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
②事業承継支援資金	承継特別支援・ 経営承継借換※1	保証協会所定	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
		県融資制度	0.80	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20
③振興対策資金	経営者保証改革	保証協会所定	2.15	2.25	2.00	1.90	2.00	1.60	1.80	1.40	1.60
		県融資制度	1.45	1.45	1.40	1.40	1.60	1.35	1.50	1.45	1.55
④資金繰り安定資金	貸上げ支援	保証協会所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		県融資制度	1.20	1.15	1.10	1.00	0.85	0.75	0.60	0.45	0.34
	協調支援	保証協会所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		県融資制度	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
⑤その他の資金※2 (下表2に掲げる資金を除く)		保証協会所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		県融資制度	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45

2. 信用保証料率表（保証料率固定の資金）

数据以附录形式见文末

② 信託保証料(年率)(信託料中固定の算定)		
資金名	料率等	算定期間
① 優待対策資金	経営者保証改訂 (セ-7イカ)保証 4号)	保証協会所定 1.15 又は 1.35 県融資制度 0.75 又は 0.95
	経営者保証改訂 (セ-7イカ)保証 5号)	保証協会所定 1.05 又は 1.25 県融資制度 0.65 又は 0.85
② 短期融資資金	流动産廻	保証協会所定 0.68 県融資制度 0.44
	セーフティ (セ-7イカ)保証 1~4.6号)	保証協会所定 0.90 県融資制度 0.60
③ 経営支援資金	セーフティ (セ-7イカ)保証 5,7,8号) 危機対応 経営改善化 (セ-7イカ)保証 5号)	保証協会所定 0.80 県融資制度 0.50
	特小 ※3	保証協会所定 1.00 県融資制度 0.70
④ 小企業応援資金		

(注)事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表示の各保証協会所定保証料率及び各適用保証料率に0.25%又は0.45%上乗せした信用保証料率となります(ただし、※4は下記記載のとおり)。なお、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証が適用される振興対策資金(経営者保証改革枠)は、表1.③又は表2.①によります。

※1 事業承継支援資金（承継特別支援枠・経営承継借換枠）について、和歌山県中小企業活性化協議会等による確認を受けた場合は表1.②、確認を受けていない場合は表1.⑤を適用します。
※2 経営支援資金（経営力強化枠）について、一般保証における保証料率より一区分低い料率が適用されます。ただし、9区分の場合や、財務諸表がなくCRD評点が算出できない場合等は、一区分の料率が適用されます。

※3 小企業応援資金（特小枠）について、融資对象が特定非営利活動法人である場合、保証協会所定保証料率は0.85%、適用保証料率は0.55%になります。

*4 新規開業資金(創業料・創業サポート料)について、経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証を適用する場合は、表示の各保証協会所定保証料率及び各適用保証料率に0.2%上乗せした信用保証料率となります。

支拂金額を定めることで、保証料率も決まります。そのため、保証料率は、保証料率によって決まります。

*6 成長サポート資金（チャレンジ応援枠）のうち、融资対象が別表（P36）記載の「4～11」に当たる方は、表1、⑤によります。

※7 安全・安心推進資金(防災対策推進枠)のうち、融資対象が別表(P36)記載の「8」中「事業継続力強化計画の策定・実施」以外に当たる方は、表1.⑤によります。

29

●●●保証制度一覧

【和歌山県制度】

資金	枠	融資 対象	資金 用途	融資限度額
一般		県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	設備資金	1億円
			運転資金	8,000万円
組合 (注1)		次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合又はこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員であって、同中央会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合 1億円 組合員 5,000万円
① 振興対策資金 経営者保証 改革		次のいずれにも該当する法人。ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない方は、次の1から3までの要件を、設立事業年度の次の事業年度の決算がない方は、3の要件を除く。 1. 保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出している方 2. 申込日の直前の決算において、代表者（代表者に準ずる者を含む。以下同じ。）への貸付金その他の金銭債権（事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。以下同じ。）がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていない方 3. 次の両方又はいずれかを満たす方 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない（純資産の額が0円以上である）こと ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない（経常利益と減価償却費の合計額が0円以上である）こと 4. 次のいずれについても継続的に充足することを誓約する書面を提出している方 ①申込日以降においても、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えないこと 5. 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望している方	設備資金 運転資金 返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	8,000万円 セーフティネット保証 第4、5号の場合 8,000万円

資金	枠	融資 対象	資金 用途	融資限度額		
一般		次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種（P37）を主たる事業とする方 2. 「公財」わかやま産業振興財團に下請企業として登録している中小企業者であつて、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3ヶ月間の売上高又は平均売上高営業利益率が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て（以下「破産等の申立て」という。）を行った企業又は取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企業」という。）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立てを行った日又は取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申し込みを行う方 ①倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」という。）を有する方 ②倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方 5. 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方	設備資金 運転資金	8,000万円		
② 経営支援資金	セーフティ	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号(セーフティネット保証制度)」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方				
危機対応		「中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少）」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方				
経営力強化 (注)		金融機関及び認定革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備資金 運転資金 返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	8,000万円		

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
金融機関所定 (ただし、上限 年2.90%、 固定金利)	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 ただし、組合枠は 必要に応じて「要」 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 (建物取得等は 15年以内) 運転資金 7年以内	均等分割償還 (据置) 設備資金 1年以内 運転資金 6ヶ月以内	保証協会及び取 扱金融機関の所 定の条件による	(注1)組合枠について、受付機関(申込先)は中小企業 団体中央会又は商工組合中央金庫となります。 (注2)全国統一の保証制度を活用しており、国の補助 により、融資対象3の①及び②の両方を満たす場合は(A)の料率 ①又は②のいずれかを満たす場合は(B)の料率となります。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証 料は国の補助対象外となります。 ○セーフティネット保証制度に係る認定は、本店(個人 事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工 担当課にお問い合わせください。
年2.10% 以内	年0.60%～1.45%(A) 又は 年0.80%～1.65%(B) P29 信用保証料率 区分表1.③参照 【責任共有制度】 (注2)	一括償還 1年以内 分割償還 10年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置)1年以内	不要	
第4号 年1.90% 以内	第4号 年0.75%(A) 又は0.95%(B) 【責任共有制度対象外】 (注2)				
第5号 年2.10% 以内	第5号 年0.65%(A) 又は0.85%(B) 【責任共有制度】 (注2)				

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.60% 以内	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】	10年以内	均等分割償還 (据置)1年以内	保証協会及び取 扱金融機関の所 定の条件による	(注)セーフティネット保証第5号の場合、既往の新型コ ロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換 える場合に限ります。 ○セーフティネット保証制度に係る認定は、本店(個人 事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工 担当課にお問い合わせください。
第1～4、6号 年1.40% 以内	第1～4、6号 年0.60% 【責任共有制度対象外】				
第5、7、8号 年1.60% 以内	第5、7、8号 年0.50% 【責任共有制度】		均等分割償還 (据置)2年以内		
年1.40% 以内	年0.50% 【責任共有制度対象外】				
年1.60% 以内	年0.45%～1.25% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 セーフティネット保証 第5号の場合 年0.50% 【責任共有制度】	一括償還 1年以内 設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 返済資金 10年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置)1年以内		

●●●保証制度一覧

【和歌山県制度】

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額
③短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	運転資金	3,000万円
	流動資産	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方 2. 流動資産（売掛債権、電子記録債権又は棚卸資産）を保有し、担保提供できる方（ただし、棚卸資産の場合は法人に限る）	運転資金 (当該資金「根保証」を継続利用するための既往借入金の返済資金を含む)	3,000万円

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額
④小企業応援資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者（注3）」	設備資金 運転資金	3,000万円 3,000万円
	組合（注1）	次のいずれにも該当する「小規模企業者（注3）」 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で同中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合員 5,000万円
	小口（注2）	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者（注3）」	設備資金 運転資金	既存の保証協会の保証付融資残高も含めて 2,000万円
特小		次のいずれにも該当する「小規模企業者（注3）」 1. 県内において1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている方 2. 税額のある次の諸税のいずれかが課税され、かつ完納している方 ①源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は、法人税） ②事業税 ③県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 3. 保証協会の保証付きの債務（特別小口を除く）がない方	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	2,000万円

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額
⑤新規開業資金（注1）	創業	独立して県内で創業しようとする方（創業後（法人の場合は設立後）5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内（注2）に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内（注2）に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社 7. 2. に規定する創業者であって新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないものとして、創業者とみなされる方	設備資金 運転資金	3,500万円
	創業サポート	創業枠の対象者に該当する方で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方		
再挑戦		創業枠の融資対象1～4又は7のいずれかに該当する方で、過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方（創業後（法人の場合は設立後）5年未満の方を含む）		2,000万円

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.90% 以内 (注)	年0.45%～1.30% P29信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】	1年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置) なし	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	(注)「暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方」は、年1.40%以内となります。
年1.70% 以内 (注)	年0.44% 【責任共有制度】			保証人は不要 担保は保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.60% 以内	年0.45%～1.30% P29信用保証料率 区分表1.⑤参照 ただし、組合枠は必要に応じて「要」 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	(注1)組合枠について、受付機関(申込先)は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫となります。 (注2)小口枠については、融資対象から特定非営利活動法人を除きます。 (注3)「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業又は宿泊業・娯楽業を除くサービス業は5人以下）の個人又は法人をいいます。
年1.40% 以内	年0.50%～1.50% P29信用保証料率 区分表1.①参照 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 (据置) 1年以内		
年1.40% 以内 融資対象が特定非営利活動法人の場合 年1.60% 以内	年0.70% 【責任共有制度対象外】 融資対象が特定非営利活動法人の場合 年0.55% 【責任共有制度】		均等分割償還 (据置) 1年以内		

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.40% 以内 女性・若者・ シニア・ Uターン者の場合 年1.20% 以内 (注3)	年0.70% ただし、融資対象3～7に該当し、スタートアップ創出促進保証(注4)の適用を受ける場合 年0.90% 【責任共有制度対象外】	10年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による ただし、スタートアップ創出促進保証(注4)の適用を受け、原則同時にプロパー融資を実行する又は保証申込時ににおいてプロパーエンジニアの残高がある場合 3年以内	(注1)新規創業資金については、融資対象から特定非営利活動法人を除きます。 (注2)認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は、6ヶ月以内となります。「認定特定創業支援等事業」とは、創業支援等事業計画の認定を受けた市町村又は当該市町村と連携する創業支援等事業者が、創業を行おうとする方に実施する継続的な支援をいたします。 (注3)融資申込時点で、若者は35歳未満の方、シニアは55歳以上の方、Uターン者は1年前以内に県外から和歌山県に転入された方が対象となります。
年0.70% 以内	年0.50% ただし、創業枠の融資対象3～7に該当し、スタートアップ創出促進保証(注4)の適用を受ける場合 年0.70% 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 (据置) 1年以内		
年1.80% 以内	年0.70% 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	

●●●保証制度一覧

【和歌山県制度】

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額
	借換	次のいずれかに該当する方 1. 融資申込時において、保証協会の保証付きの借入金残高があり、既往借入金（ただし、原則として融資実行後6か月以上経過している資金に限る）を返済しようとする方であって、資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けて取り組むことで、本資金の融資期間内での完済が十分見込まれる方 2. 融資申込時において、申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、既往プロパー融資について経営者保証を提供しない本資金により借り換え、資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けて取り組むことで、本資金の融資期間内での完済が十分見込まれる法人であって、次の①～④に定める全ての要件を満たす方（注1） ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること ※（借入金・社債・現預金）÷（営業利益+減価償却費） ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	返済資金 運転資金 (注4)	8,000万円 (注5)
(6)資金繰り安定資金	セーフティ	次のいずれにも該当する方 1. 借換枠の融資対象1に該当すること 2. 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	8,000万円
	危機対応	次のいずれにも該当する方 1. 借換枠の融資対象1に該当すること 2. 「中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少）」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	運転資金	8,000万円
	経営改善・事業再生	次のいずれにも該当する方（注2） 1. 和歌山県中小企業活性化協議会等の支援等により作成された、経営改善・再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る）（注3）に従って、経営改善・事業再生を実施する方 2. 金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方		1億6,000万円
	貸上げ支援	申込金融機関の支援を受けつつ、自ら貸上げの目標設定を含む経営行動計画を策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備資金 運転資金	8,000万円
	協調支援	申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資の1割以上（期間12か月以上）のプロパー融資（保証協会の保証を付さない融資）を受ける方		8,000万円

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額
	事業承継支援	県内に居住する又は事業所を有する中小企業者等であって、県内で保証協会の定める対象業種に属する事業を承継しようとする方（事業承継後5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方 1. 経営承継円滑化法に基づく知事の認定を受けた方（注1）（注2） 2. 会社又は個人事業主から事業の一部又は全部を承継する方で、承継計画書を定める方	設備資金 運転資金	2億8,000万円
(7)事業承継特別支援資金	承継特別支援	次の1又は2に該当し、かつ3に該当する方（注3） 1. 3年内に事業承継を予定する事業計画書を有する法人 2. 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方 3. 次の①～④に定める全ての要件を満たす方 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	設備資金 運転資金 返済資金 (注4) (注5)	2億8,000万円 (注6)
	経営承継借換	次のいずれにも該当する方 1. 事業承継支援枠の融資対象1に該当すること 2. 承継特別支援枠の融資対象3に該当すること 3. 経営承継円滑化法に係る認定申請日より3年内に事業承継を予定していること	返済資金 (注5)	8,000万円

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年2.00% 以内	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】	15年以内 ただし、 融資対象2 の場合 10年以内	均等分割償還 (据置)2年以内 ただし、 融資対象2 の場合 1年以内		<p>(注1)全国統一の保証制度を活用しており、取扱金融機関は、本制度による融資実行と原則同時に次の①又は②のいずれかを満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること ②経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による返済部分を除く。)の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと <p>(注2)経営改善・事業再生枠については、融資対象から特定非営利活動法人を除きます。</p> <p>(注3)事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の対象となる計画です。詳細は県HPをご確認ください。</p> <p>(注4)返済資金の使途について、融資対象1の方は、保証協会の保証付融資の残高を返済するもの、融資対象2の方は、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資を返済するものに限ります。加えて、融資対象2の方は、返済資金のみが利用可能です。</p> <p>(注5)融資対象2の場合、取扱金融機関における融資限度額(既往の本制度残高を含む)は、当該金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高(注1)中の①又は②のいずれか又は両方を実行した融資の残高を含む)の範囲内です。</p> <p>(注6)全国統一の保証制度を活用しており、責任共有制度の対象です。ただし、責任共有制度対象外となる借入金を同額以内で返済しようとする場合や、危機関連保証の指定期間内に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証第5号を活用した借入金を同額以内で返済しようとする場合は、例外的に責任共有制度対象外となります。</p> <p>(注7)全国統一の保証制度を活用しており、国の補助により借用保証料に係る事業者負担が軽減されています。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料は国の補助対象外となります。</p> <p>○セーフティネット保証制度に係る認定は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせください。</p>
第1～4、6号 年1.80% 以内	第1～4、6号 年0.60% 【責任共有制度対象外】				
第5、7、8号 年2.00% 以内	第5、7、8号 年0.50% 【責任共有制度】				
年1.80% 以内	年0.50% 【責任共有制度対象外】				
返済資金(注6) (責任共有制度 の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度 対象外の場合) 危機対応枠と 同じ 設備・運転資金 年1.40% 以内	年0.30% (注7)	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置)3年以内		<p>(注8)全国統一の保証制度を活用しており、責任共有制度の対象です。ただし、責任共有制度対象外となる借入金を同額以内で返済しようとする場合や、危機関連保証の指定期間内に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証第5号を活用した借入金を同額以内で返済しようとする場合は、例外的に責任共有制度対象外となります。</p>
年1.40% 以内	年0.34%～1.20% P29 信用保証料率 区分表1.④参照 【責任共有制度】 (注7)	一括償還 1年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置)		
	年0.23%～0.95% P29 信用保証料率 区分表1.④参照 【責任共有制度】 (注7)	分割償還 10年以内	設備資金 3年以内 運転・返済資金 1年以内		

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 (建物取得等 は20年以内) 運転資金 10年以内	均等分割償還 (据置) 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	<p>(注1)事業承継支援枠の融資対象1及び経営承継借換枠について、融資対象から特定非営利活動法人を除きます。</p> <p>(注2)認定を受けた中小企業者等の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人を含みます。</p> <p>(注3)本資金を既に利用している方にはあっては、貸付実行された当該資金1回目の保証日から3年内に保証申込みを行なう方が対象となります。</p> <p>(注4)設備資金及び運転資金は、承継特別支援枠の融資対象1に該当する方のみが対象となります。</p> <p>(注5)返済資金は、保証協会の保証付きでない融資の残高を返済するための資金として活用することも可能です。また、返済資金については、事業承継前における個人保証を付している既往借入金のみが対象となります。</p> <p>(注6)返済資金を含む場合、融資限度額は8,000万円となります。なお、返済資金以外の別口での利用を妨げるものではありません。</p> <p>○ 経営承継円滑化法 (担当課:商工振興課 073-441-2740)</p>
年1.40% 以内	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 ただし、和歌山県中小企業活性化協議会等による 認定を受けた場合 年0.20%～0.80% P29 信用保証料率 区分表1.②参照 【責任共有制度】	一括償還 1年以内 分割償還 10年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置)1年以内	保証人は不要 担保は保証協会 及び取扱金融機 関の所定の条件 による	

●●●保証制度一覧

【和歌山県制度】

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額
	人材投資	次のいずれかに該当する方 1. 新たに常用労働者（注1）を1名以上雇用し、又は非正規労働者1名以上を常用労働者に転換し、常用労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方 2. 新たに非正規労働者（注2）を2名以上雇用し、労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方 3. 成長企業支援補助金の交付決定を受け、中核人材を確保する方 4. 働きやすい職場環境（事業所内託児施設など）の整備に取り組む方 5. 「健康経営優良法人」の認定又は「わかやま健康推進事業所」の認定証明を受けた方	設備資金 運転資金	1億円
(8)成長サポート資金	チャレンジ応援	次のいずれかに該当する方（注3） (認定) 1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方（注4） 2. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業（新事業活動に当たる事業に限る）を実施する方（注4） 3. 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を作成し、市町村長の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 (生産性向上) 4. 生産性又はエネルギー効率が1%以上向上する設備を導入する方 5. ものづくり経営改善インストラクターの派遣を受けて事業改善に取り組む方（補助金） 6. 新商品の開発・新技術の開発・実用化又は事業再構築等のための以下のいずれかの助成事業に係る交付決定を受けた方 ①わかやま中小企業元気ファンド ②先駆的産業技術研究開発支援 ③和歌山県事業再構築チャレンジ補助金 7. 国のものづくり補助金に係る交付決定を受けた方 8. 国の事業再構築補助金に係る交付決定を受けた方 (第二創業) 9. 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、第二創業しようとする方 (デジタル化) 10. デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に取り組む方（取引適正化） 11. 「パートナーシップ構築宣言」をポータルサイト上に登録・公表した方	設備資金 運転資金	1億円 (注5)
	観光振興対策	外国人観光客誘客や新サービスの提供などの取組に関する事業計画を定め、不特定多数の方が利用する次のいずれかの施設を整備・改修する方 1. 宿泊施設（ホテル、旅館、民宿など） 2. 温泉保養施設（露天風呂、クアハウスなど） 3. 交通施設（観光切符、遊覧船など） 4. 休憩食事施設（レストラン、ドライブイン、観光会館など） 5. 観光土産品販売施設（土産物店など） 6. その他（不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設）	設備資金 運転資金	1億円 8,000万円 (注5)
(9)安全・安心推進資金	防災対策推進	次のいずれかを実施する方 1. 事業用建物の耐震補強等、機械・器具等の固定 2. 広告看板、ブロック塀等の耐震・落下防止対策等 3. 危険物・毒劇物等関係施設の安全性向上のための改修 4. 防火備蓄倉庫・避難階段の整備 5. 消防用設備の設置・改修 6. 自家発電設備・蓄電池、応急給水機材等の整備・改修 7. 耐震診断の受診 8. 企業防災計画・事業継続計画の策定、事業継続力強化計画の策定・実施	設備資金 運転資金	2億円
	グリーン推進	次のいずれかに該当する方 1. 新エネルギー利用施設を導入・整備する方 2. エネルギー効率化設備を導入・整備する方 3. クリーンエネルギー自動車又はクリーンエネルギー自動車燃料供給施設を導入・整備する方 4. 事業活動に係るCO2排出量を算定の上、以下のいずれかの環境関連認証を取得し又は同認証の取得に向けて、グリーントランスフォーメーションに取り組む方 ①SBT（中小企業向けSBTを含む）認定 ②ISO14001 ③エコアクション21 5. 「和歌山県中小企業政策融資安全・安心推進資金（グリーン推進枠）融資借入申込みに係る対象施設等認定要領」に基づく対象施設等を整備するものであって、同要領に基づく知事の認定を受けた方 (ただし、自動車NOx・PM法適合車に買い替える場合は、知事の認定不要)	設備資金 運転資金	1億円 8,000万円
(10)災害復旧対策資金		災害対策基本法第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、適用については、その都度別途定めます。		

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.40%以内	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】	10年以内			<p>(注1)常用労働者は、パートタイム労働者を除き、かつ雇用保険に加入見込みであることが必要です。</p> <p>(注2)非正規労働者は、1年以上の継続雇用を予定し、かつ雇用保険に加入見込みであることが必要です。</p> <p>(注3)チャレンジ応援枠の融資対象1～3については、融資対象から特定非営利活動法人を除きます。</p> <p>(注4)中小企業等経営強化法における特定事業者で、中小企業信用保険法に規定される方も融資対象になります。</p> <p>(注5)チャレンジ応援枠の融資対象10については、最低融資額を100万円とします。</p>
年1.40%以内 融資対象1～3の場合 年1.20%以内	年0.50% 又は0.85% ただし、融資対象 4～11については 年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 (建物取得等は 20年以内) 運転資金 10年以内	均等分割償還 ただし、チャレンジ応援枠の融資 対象6～8で、か つ融資期間が 2年以内の場合 一括償還可 (据置) 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び取 扱金融機関の所 定の条件による	<ul style="list-style-type: none"> ○健康経営優良法人 (問合先: 健康経営優良法人認定事務局 03-5296-5172) ○わかやま健康推進事業所 (担当課:県健康推進課 073-441-2656) ○成長企業支援補助金 (問合先: (公財)わかやま産業振興財団 073-433-3110) ○中小企業等経営強化法 【中小企業革新計画・経営力向上計画】 (担当課:県企業振興課 073-441-2760) 【先端設備導入計画】 本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせください。 ○ものづくり経営改善インストラクター (問合先: (公財)わかやま産業振興財団 073-433-8556) ○わかやま中小企業元気ファンド (問合先: (公財)わかやま産業振興財団 073-432-3227) ○先駆的産業技術研究開発支援 (担当課:県成長産業推進課 073-441-2355) ○和歌山県事業再構築チャレンジ補助金 (担当課:県商企画課 073-441-2725) ○国のものづくり補助金 (問合先: 和歌山県中小企業団体中央会 073-421-3500) ○国の事業再構築補助金 (問合先: (公財)わかやま産業振興財団 073-499-8860) ○パートナーシップ構築宣言 (問合先: (公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688)
年1.40%以内	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 【責任共有制度】				

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.40%以内	年0.45%～1.30% P29 信用保証料率 区分表1.⑤参照 ただし、防災対策推進枠の 融資対象8のうち、「事業継続力強化計画の 策定・実施」の場合 年0.50% 又は0.85% 【責任共有制度】	設備資金 15年以内 運転資金 7年以内	均等分割償還 (据置) 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び取 扱金融機関の所 定の条件による	<ul style="list-style-type: none"> ○SBT認定 認定については、SBT事務局にお問い合わせください。 ○ISO14001 認定については、(一財)日本品質保証機構等の各審査登録機関にお問い合わせください。 ○エコアクション21 認証・登録については、(一財)持続性推進機構にお問い合わせください。 ○和歌山県中小企業政策融資安全・安心推進資金(グリーン推進枠)融資借入申込みに係る対象施設等認定要領に基づく認定 (担当課:県脱炭素政策課 073-441-2674)

経営支援資金（一般枠）における「知事が定める不況業種」（P30参照）					
○総合工事業	○職別工事業(設備工事業を除く)	○設備工事業	○野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つば詰を除く)	○繊維工業	
○木材・木製品製造業(家具を除く)	○家具製造業	○建具製造業	○プラスチック製品製造業	○なめし革・同製品・毛皮製造業	
○鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)	○建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)	○家具・建具卸売業	○織維機械製造業	○ボタン製造業	
○漆器製造業	○畳製造業	○ほうき・ブラシ製造業	○家具・建具卸売業	○旅館、ホテル	

●●●保証制度一覧

【主な保険特例制度】

制度名称	保証対象
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	「一般保証」の資格を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。
創業関連保証	<p>独立して創業しようとする方(創業後(法人は設立後)5年未満の方を含む。)で、次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に個人で創業しようとする方 ②事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 ③事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に会社を設立して創業しようとする方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社 ⑦②に規定する創業者であって新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされる方
再挑戦支援保証	創業関連保証の保証対象①～④または⑦のいずれかに該当する方で、過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止または会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方(創業後(法人の場合は設立後)5年未満の方を含む)。
スタートアップ 創出促進保証 (SSS保証)	<p>創業を行おうとする中小企業者である会社及び創業を行ったことにより設立された会社であって、会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。</p> <p>なお、保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要。</p>

・保証対象者や資金用途が限定されますので、詳細については本所または田辺支所までお問合せください。

・保証料について、①担保を提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(一部適用除外制度があります)

②会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(一部適用除外制度があります)

資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
運転資金 設備資金 返済資金 (経営の安定に資する資金)	(有担保) 個人・法人2億円(※6号は3億円) 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る災害関係保証と合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1~4,6号0.90 第5~7,8号 (特定非営利活動法人に係る09保険の利用も含む) 0.80 (09保険)0.90	金融機関 所定
運転資金 設備資金 返済資金 (創業により行う事業の実施のため必要となる資金)	3,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証で合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	金融機関 所定
運転資金 設備資金 返済資金 (創業により行う事業の実施のため必要となる資金)	3,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証で合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	金融機関 所定
運転資金 設備資金 返済資金 (創業により行う事業の実施のため必要となる資金)	3,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証で合算)	10年以内 (据置期間 1年以内) ※原則同時にプロパー融資を実行するまたは保証申込時ににおいてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内	1.20	金融機関 所定

●●●令和7年度提携保証制度一覧

(ラピート100については、P48【ラピート100のご案内】を、SDGs保証については、P49【SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内】をご覧ください。)

保証制度名	資格要件 (許認可、税金滞納、債務不履行、求償債務に関する要件を除く)	貸付形式	適用保険種別	無担保での普通保険利用要件	保証料率	保証期間	限度額	保証人
大口無担保型 提携保証	<p>①業歴1年以上 ②申込直前期の確定決算に於いて、① 料率区分が第5区分以上 ③金融機関債務者区分が『正常先』であること、もしくは金融機関債務者区分が『未分類(無格付け)』である場合、3年累積デフォルト率(PD値)が2%以下であること(個人は『正常先』に限る)</p> <p>個人の場合は、確定申告が青色申告で、貸借対照表添付の税額控除を受けている方。</p>	証 貸 手 貸	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険	①料率区分が第7区分以上 ②金融機関債務者区分が『正常先』	1.15% (5区分) ↓ 0.45% (9区分)	運転／設備 10年以内 [据置 1年以内] 据置後均等分割返済 ただし、一括返済の場合 は1年以内	8,000万円 (運転資金は、申込直前期の平均月商3ヶ月以内)	必要な場合があります。(注)
不動産担保活用型 提携保証	<p>①業歴1年以上 ②申込直前期の確定決算に於いて、法人料率区分が第4区分以上 個人確定申告が青色であり、料率区分が第4区分以上 または申告所得100万円以上を計上 ③設定順位が第1順位の不動産担保を含むこととし、直担、条担を問わない。</p> <p>個人の場合は、白色申告を除く。</p>	証 貸 手 貸	(一般) 普通保険		1.80% (1区分) ↓ 0.35% (9区分) ※有担保割引を含む	20年以内 建物新築資金の場合 30年以内 [据置 1年以内] 据置後均等分割返済 ただし、一括返済の場合 は1年以内	2億円	必要な場合があります。(注)
資金集約プラン I型【借換型】 (協会独自の借換 保証)	<p>①業歴3年以上 ②申込金融機関との信取引が6か月以上 ③申込直前期の確定決算に於いて、料率区分が第5区分以上 ④金融機関債務者区分が『正常先』であること、もしくは金融機関債務者区分が『未分類(無格付け)』である場合、3年累積デフォルト率(PD値)が2%以下であること(個人は『正常先』に限る)</p> <p>個人の場合は、確定申告が青色申告で、貸借対照表添付の税額控除を受けている方。</p>	証 貸	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険	①料率区分が第7区分以上 ②金融機関債務者区分が『正常先』	1.15% (5区分) ↓ 0.45% (9区分) ※有担保の場合、別途割引あり	運転 15年以内 [据置 1年以内] 据置後均等分割返済	2億8,000万円 (純増運転資金は、申込直前期の平均月商3か月以内)	必要な場合があります。(注)

*各提携保証は、当協会と覚書を締結した金融機関でご利用できます。

(注)保証人については、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

保証制度名	資格要件 (許認可、税金滞納、債務不履行、求償債務に関する要件を除く)	貸付形式	適用保険種別	無担保での普通保険利用要件	保証料率	保証期間	限度額	保証人
無担保 当座貸越根保証 (当貸プライム)	<p>①業歴3年以上(確定申告を2期以上) ②申込直前期の確定決算に於いて、料率区分が第6区分以上 ③次のいずれかに該当するもの 　・法人:自己資本10%以上かつ2期連続経常利益計上 　・個人:差引金額1000万円以上かつ申告所得2期連続計上</p> <p>個人の場合は、確定申告が青色申告で、貸借対照表添付の税額控除を受けている方。</p>	当貸	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険	金融機関債務者区分が『正常先』	0.80% (6区分) 0.63% (7区分) 0.46% (8区分) 0.34% (9区分) ※通常より 0.05% 引下げ	運転/設備 2年以内 [更新可能]	2億円 (申込金額は1,000万円以上)	必要な場合があります。(注)
短期継続特別保証 (たんけいサポート) ※新規取扱終了・ 更新のみ	<p>①同一事業に係る確定申告2期以上 ②取扱金融機関との与信取引1年以上 ③正味資産が債務超過でない ④申込直前期の確定決算に於いて、保証料区分第4区分以上</p> <p>なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと ※「債務超過でない」個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は最近の決算で判定。</p>	手貸 証貸	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険		1.80% (1区分) 0.35% (9区分) ※通常より 0.1% 引下げ	運転 12か月以内 ※ただし、初回利用時の終期は、確定決算の申告期限から3か月以内。 一括返済 [更新可能] ※最長7回まで更新可能。更新時の保証期限は原則12か月	5,000万円 (新規需資(既往本提携保証含む)は、申込直前期決算の平均月商2か月以内)	必要な場合があります。(注)
金融機関連携型 事業性評価融資 (わかやまミライII)	<p>①確定申告2期以上 ②本保証の新規需資額に対して、2割以上のプロパー融資残高(同時実行を含む)があること</p> <p>個人の場合は、白色申告を除く。</p>	証貸 手貸	(一般) 無担保保険 (一般) 普通保険	①申込金融機関の債務者区分が『正常先』 ②料率区分第4区分以上 ③本保証の新規需資額と同額以上のプロパー融資(新規需資額を金融機関が同時に行うこと) ※普通保険の無担保利用の上限は8,000万円	1.80% (1区分) 0.35% (9区分) ※通常より 0.1% 引下げ	運転/設備 15年以内 [据置1年以内] 据置後均等分割返済 ただし、一括返済の場合は1年以内	無担保保険 8,000万円 普通保険 2億円	必要な場合があります。(注)

※各提携保証は、当協会と覚書を締結した金融機関でご利用できます。
 (注)保証人については、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

●●●保証料率早見表(一部抜粋)

責任共有対象
80%保証扱い分

保証制度名		適用 保険 (注)	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	割引 有担保	適用 会計参与割引	選択型 保険免除 対応①	
一般保証		10 02	X	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%		○	
借換保証		02	セーフティ5・7・8	0.80 (特例02)								-		△0.1%	-	
長期保証		02	X	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%			
財務要件型無保証人保証		10 02	X	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	-			
プロパー融資借換特別保証制度要項		02	セーフティ5	0.80 (特例02)								-				
経営力強化保証		10 02	X	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	-			
協調支援型特別保証制度 当初保証料補助後の実質保証料率		10 02	X	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	-			
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証		10	要件(3)①及び②に該当	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60	△0.1%			
選択型保証免除対応による上乗せ及び当初保証料補助後の実質保証料率 (令和7年4月1日～令和8年3月31日保証協会申込分)		10	セーフティ5	0.95 (特例02)								-		△0.1%		
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証		10	要件(3)①又は②いずれか一方に該当、2事業年度決算なし	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80	-			
事業承継特別保証		10	セーフティ5	1.15 (特例02)								-				
MAX280		10 02	X	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%			
たんけいネクスト (顧問税理士の確認書兼同意書ありの場合△0.1%)		10 02	X	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	-			
経営安定関連保証(セーフティネット保証)		10 02	X	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%			
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)		10 02	セーフティ5・7・8	0.80 (特例02)								-				
事業再生計画実施 関連75		10 02	セーフティ5	0.30 (特例75)								-				
経営承継借換関連 96		10 02	セーフティ5	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	-	
提携 保証	大口無担保型提携保証 ①～⑫		02	-	-	-	-	-	-				-		-	
	不動産担保活用型提携保証 ①～⑬個人		10	①南都銀行 ②紀陽銀行 ③池田泉州銀行 ④きのくに信用金庫 ⑤新宮信用金庫 ⑥三菱UFJ銀行 ⑦商工組合中央金庫 ⑧みずほ銀行 ⑨三井住友銀行 ⑩りそな銀行	-	-	-			0.80	0.60	0.45	-		○	
	資金集約プラン(Ⅰ型・借換型) ①～⑦・⑨・⑩・⑪～⑫		02	1.90	1.75	1.55		1.35	1.15	1.00				△0.1%	-	
	ラビート100 ①～⑤・⑦・⑩～⑫		10	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	-			
	無担保当座貸越根保証(当貸アライム) ①～④・⑦・⑩～⑫		10	1.57	1.44	1.27	1.10	0.93	0.80	0.63	0.46	0.34	-			
	たんけいサポート【更新のみ】 ①～⑤・⑦・⑧・⑪・⑫		10 02	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	△0.1%	△0.1%	○	
	わかやまミライⅡ ①～⑤・⑦・⑪・⑫		10 02													
	SDGs保証 ①～⑤・⑦・⑩～⑬		10 02													
	DX当貸【更新のみ】 ②		10 02													
	手形等割引		10 02													
一般 融資	当座貸越根保証		10 02													
	カードローン		10 02													
	小規模企業者カードローン(カードローンJ)		10 02													
	創業者カードローン(カードローンS)		10 02													
	和歌山県制度融資		10 02													
一般 融資	一般 組合		10 02	X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%		
	経営者保証 改革枠 選択型保証免除 対応による上乗せ 及び当初保証 料補助後の実質 保証料率 (令和7年4月1 日～令和8年3月 31日保証協会 申込分)		10	要件(3)①及び②に該当	1.45	1.40	1.35	1.30	1.25	1.15	0.95	0.75	0.60	-		△0.1%
	セーフティ5		10	0.65 (特例02)								-				
	セーフティ5		10	X	1.65	1.60	1.55	1.50	1.45	1.35	1.15	0.95	0.80	-		
	セーフティ5		10	0.85 (特例02)								-				

保証制度名			適用 保険 (注)	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	割引適用		選 択 型 保 証 対 応 ※1			
					有担保	会計参与割引													
一般融資	短期決済資金	一般	10 02	X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	○			
		流動	17	部分保証のみ	0.44														
	経営支援資金	一般	10 02	X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%		○			
		セーフティ		X	0.50 (特例02)											△0.1%			
		経営力強化		X	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	△0.1%		○			
	小企業応援資金	特小	09	NPO法人	0.55											—			
		一般	10 02	X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	○			
		組合		X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	—			
政策融資	資金繰り 安定資金	借換		X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	○			
		プロパー借換特別保証適用		X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%		—			
		セーフティ	10 02	X	0.50 (特例02)											△0.1%			
		経営改善・事業再生		X	0.30 (特例75)														
		当初保証料補助後の実質保証料率		X	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	—		○			
		協調支援	10 02	X	1.20	1.15	1.10	1.00	0.85	0.75	0.60	0.45	0.34	—		—			
		貸上げ支援		X	0.50 (特例75)														
	安全・安心 推進資金	防災対策推進	15	X	0.50(無担保50M以下) / 0.85(有担保または50M超)(特例92)											△0.1%			
		グリーン推進	10 02	X	0.50 (特例92)														
		人材投資	10 02	X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%		○			
	成長サポート 資金	観光振興対策		X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	○			
		チャレンジ応援(4~11)	10 02	X	0.50 (特例49・78・86)														
		チャレンジ応援(1~3)	15	X	0.50(無担保50M以下) / 0.85(有担保または50M超)(特例49・78)											△0.1%			
	事業承継支援 資金	事業承継支援	10 02	X	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	○			
		承継特別支援(専門家確認無)	10 02	X	0.80	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20	—	△0.1%	—			
		経営承継借換(専門家確認無)		X	0.80 (特例96)														
		承継特別支援(専門家確認有)	10 02	X	0.80	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20	—		—			
		経営承継借換(専門家確認有)		X	0.80 (特例96)														
和歌山市制度融資																			
セーフティネット資金			10 02	セーフティ5・7・8	0.80 (特例02)											△0.1%			
普通事業資金			一般	X	0.80 (特例02)														
普通事業資金			まちなか	X	0.80 (特例02)														
海外展開支援資金			10 02	X	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	○			
災害復旧支援資金			10 02	X	0.80 (特例96)														
別枠制度																			
特定社債保証			16	部分保証のみ	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△0.1%	△0.1%	—			
「SDGs型」特定社債保証			17		1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	—		—			
流动資産担保保証					0.68											—			

(注) 02: 普通保険、09: 特別小口保険(無担保無保証人保証)、10: 無担保保険、15: 新事業開拓保険、16: 特定社債保険、17: 流動資産担保保険

※ 1 選択型経営者保証免除対応を適用する場合、所定の保証料率に0.25%もしくは0.45%上乗せ

●●●保証料率早見表(一部抜粋)

(責任共有対象外) 100%保証扱い分)

保証制度名			適用 保険 (注)	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	割引適用		選択型 保証免除 対応※1
有担保	会計参与割引															
小口零細企業保証	10 02 09 10 02 09	セーフティ1~8			2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	△0.1%		○ — ○ — ○
借換保証	09 10 02 09	セーフティ1~4													△0.1%	
経営安定関連保証(セーフティネット保証)																
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	要件(3)①及び②に該当	10	セーフティ4													
選択型経営保証による上乗せ及び当初保証料補助後の実質保証料率(令和7年4月1日~令和8年3月31日保証協会申込分)	要件(3)①又は② いざれか一方に該当、2事業年度決算なし	10	セーフティ4													
創業関連保証																
再挑戦支援保証	10	創業関連													△0.1%	○ —
スタートアップ創出促進保証(SSS保証)																
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	当初保証料補助後の実質保証料率	10 02 09	事業再生計画実施関連75													— ○
経営承継借換関連保証	09	経営承継借換関連													△0.1%	—
根保証 手形等割引 当座貸越根保証 カードローン	09														△0.1%	—
和歌山県制度融資																
一般融資	振興対策資金 経営支援資金 小企業応援資金 新規開業資金 政策融資	10 02 09 10 02 10 02 10 02 10 02	セーフティ4 セーフティ1~4.6 セーフティ セーフティ1~4.6													
セーフティネット資金 起業家支援資金 小口応援資金	10 02 09 10 02 09															

(注) 02:普通保険、09:特別小口保険(無担保無保証人保証)、10:無担保保険、15:新事業開拓保険、16:特定社債保険、17:流動資産担保保険

※1 選択型経営者保証免除対応を適用する場合、所定の保証料率に0.25%もしくは0.45%上乗せ

●●●経営者保証を不要とする取扱い

下記に該当する法人については、代表者も含め、連帯保証人を不要とする取扱いが可能です。

保証制度を問わず経営者保証を不要とする場合

①金融機関連携型(下記A～Cの要件を満たす法人)

- (A) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されていること
- (B) 申込金融機関にて経営者保証を不要としつつ保全(人的・物的担保)がないプロパー融資の残高がある、またはプロパー融資を同時実行すること
- (C) 財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たしていること

②担保充足型

申込または経営者本人等が所有不動産を担保提供し、十分な保全が図られていること

特定の保証制度を利用し経営者保証を不要とする場合

③財務要件型(財務要件型無保証人保証制度)

特定社債保証制度の申込人資格要件(適債基準)を満たしていること

保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とする場合

④事業者選択型(事業者選択型経営者保証非提供制度)

下記(1)～(5)の要件を満たす法人

- (1) 過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において、貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益または資金繰り表の状況を示す書類を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、または直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと
- (4) 上記(1)及び(2)の要件について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
- (5) 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること

制度所定の保証料率に、上記(3)の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方を満たしている場合は0.45%上乗せとなります。

なお、上記取扱いのほか、経営者保証不要の要件を定めている保証制度(MAX280、スタートアップ創出促進保証制度等)もあります。

●●●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度のご案内

「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」とは

一定の要件を満たす法人が、保証料率の上乗せを条件として、経営者保証を提供しないを選択できる制度です。

当該制度を活用し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、全国統一保証制度は、令和9年3月末まで3年間の時限措置として、上乗せされる保証料率の一部を国が補助します。(令和7年4月1日～令和8年3月31日申込受付分:0.10%補助)

制度の内容

	全国統一保証制度 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	和歌山県制度 振興対策資金（経営者保証改革枠）
保証対象	以下の①～⑤をすべて満たす法人 ①過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること ②直前決算において、代表者等の貸付金その他の金融債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ③次のいずれかを満たすこと （1）直前決算において債務超過でない （2）直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない ④次の（1）及び（2）について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること （1）保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること （2）保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと ⑤保証料率の上乗せを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること	
資金使途	運転資金、設備資金、返済資金	運転資金、設備資金、返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)
保証限度額		8,000万円 セーフティネット保証（4号・5号）の場合は、別枠で8,000万円
保証割合		責任共有対象 セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外
保証料率	保証対象③(1)及び(2)のいずれも満たす場合 0.70%～2.15%(所定の保証料率に0.25%上乗せ) 保証対象③(1)又は(2)のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.35%(所定の保証料率に0.45%上乗せ)	
保証期間		一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間1年以内）
担保		不要
連帯保証人		不要
融資利率	金融機関所定利率	年2.1%以内 セーフティネット保証4号：年1.9%以内 セーフティネット保証5号：年2.1%以内
申込方法	金融機関経由	県制度取扱金融機関経由
取扱期間		令和6年3月15日～令和9年3月31日保証協会申込受付分

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

●●●協調支援型特別保証のご案内

協調支援型特別保証とは

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的に創設された制度です。

制度の内容

	全国統一保証制度 協調支援型特別保証	和歌山県制度 資金繰り安定資金（協調支援枠／賃上げ支援枠）																																																																																																																																		
申込人 資格要件	<p>次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。</p> <p>(1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12ヶ月以上）のプロパー融資を受けること。</p> <p>(2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。</p> <p>【添付資料】</p> <p>信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人資格要件申告書兼誓約書 ・経営行動計画書（(2)の場合） 	<p>次の「協調支援枠」または「賃上げ支援枠」のいずれかに該当する中小企業者。</p> <p>【協調支援枠】</p> <p>申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12ヶ月以上）のプロパー融資を受けること。</p> <p>【賃上げ支援枠】</p> <p>申込金融機関の支援を受けつつ、自ら賃上げの目標設定を含む経営行動計画を策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。</p> <p>【添付資料】</p> <p>信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人資格要件申告書兼誓約書 ・経営行動計画書（「賃上げ支援枠」の場合） 																																																																																																																																		
資金使途	事業資金（運転・設備・返済）	2億8,000万円（組合等の場合：4億8,000万円）																																																																																																																																		
保証限度額	※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額	資金繰り安定資金（協調支援枠／賃上げ支援枠） それぞれ単体の融資限度額8,000万円																																																																																																																																		
保証割合	責任共有対象（80%保証）																																																																																																																																			
保証料率	<p>「資格要件(1)」および「協調支援枠」：国の保証料補助によりお客様負担は下表のとおり (補助前：年0.45%～1.90%⇒ 補助後：年0.23%～0.95%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>▲0.95</td> <td>▲0.87</td> <td>▲0.77</td> <td>▲0.67</td> <td>▲0.57</td> <td>▲0.50</td> <td>▲0.40</td> <td>▲0.30</td> <td>▲0.22</td> </tr> <tr> <td>適用料率</td> <td>0.95</td> <td>0.88</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.58</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>資格要件(2)：国の保証料補助によりお客様負担は下表のとおり (補助前：年0.45%～1.90% ⇒ 補助後：年0.34%～1.43%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>▲0.47</td> <td>▲0.43</td> <td>▲0.38</td> <td>▲0.33</td> <td>▲0.28</td> <td>▲0.25</td> <td>▲0.20</td> <td>▲0.15</td> <td>▲0.11</td> </tr> <tr> <td>適用料率</td> <td>1.43</td> <td>1.32</td> <td>1.17</td> <td>1.02</td> <td>0.87</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.34</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	国補助	▲0.95	▲0.87	▲0.77	▲0.67	▲0.57	▲0.50	▲0.40	▲0.30	▲0.22	適用料率	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	国補助	▲0.47	▲0.43	▲0.38	▲0.33	▲0.28	▲0.25	▲0.20	▲0.15	▲0.11	適用料率	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	<p>「賃上げ支援枠」：</p> <p>国および県の保証料補助によりお客様負担は下表のとおり (補助前：年0.45%～1.90% ⇒ 補助後：年0.34%～1.20%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>▲0.47</td> <td>▲0.43</td> <td>▲0.38</td> <td>▲0.33</td> <td>▲0.28</td> <td>▲0.25</td> <td>▲0.20</td> <td>▲0.15</td> <td>▲0.11</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>▲0.23</td> <td>▲0.17</td> <td>▲0.07</td> <td>▲0.02</td> <td>▲0.02</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用料率</td> <td>1.20</td> <td>1.15</td> <td>1.10</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.34</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	国補助	▲0.47	▲0.43	▲0.38	▲0.33	▲0.28	▲0.25	▲0.20	▲0.15	▲0.11	県補助	▲0.23	▲0.17	▲0.07	▲0.02	▲0.02	—	—	—	—	適用料率	1.20	1.15	1.10	1.00	0.85	0.75	0.60	0.45	0.34
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																											
通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																																																																											
国補助	▲0.95	▲0.87	▲0.77	▲0.67	▲0.57	▲0.50	▲0.40	▲0.30	▲0.22																																																																																																																											
適用料率	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23																																																																																																																											
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																											
通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																																																																											
国補助	▲0.47	▲0.43	▲0.38	▲0.33	▲0.28	▲0.25	▲0.20	▲0.15	▲0.11																																																																																																																											
適用料率	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34																																																																																																																											
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																											
通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																																																																											
国補助	▲0.47	▲0.43	▲0.38	▲0.33	▲0.28	▲0.25	▲0.20	▲0.15	▲0.11																																																																																																																											
県補助	▲0.23	▲0.17	▲0.07	▲0.02	▲0.02	—	—	—	—																																																																																																																											
適用料率	1.20	1.15	1.10	1.00	0.85	0.75	0.60	0.45	0.34																																																																																																																											
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内	※据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内																																																																																																																																		
物的担保	必要に応じて徴求																																																																																																																																			
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																																																																																																																																			
貸付利率	金融機関所定期率	年1.4%以内																																																																																																																																		
申込方法	金融機関経由	県制度融資取扱金融機関経由																																																																																																																																		
取扱期間	令和7年3月14日～令和10年3月31日申込受付分	令和7年4月1日～令和10年3月31日申込受付分																																																																																																																																		

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

●●● ラピート100のご案内

制度の特徴

金融機関のプロパー融資支援先について、審査時間を大幅に短縮し、迅速な保証承諾を図り、中小企業者の資金調達にタイムリーに貢献する制度です。

ご利用いただける方

以下に掲げる(1)から(5)までの要件をすべて満たす中小企業者です。

なお、個人の場合は青色申告であり貸借対照表添付の税額控除を受けている方に限ります。

- (1) 業歴を1年以上有し、1期以上の確定申告を行っていること
- (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと
- (4) 協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5) 協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6) 申込直前期の確定決算におけるCRD(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証料区分が第4区分以上であること

(7) 保証申込時点で本保証と同額以上のプロパー融資残高(※)(同時実行を含む)があること

※手形割引や社債等も含みます。また、極度貸付(当座貸越等)の場合は極度額を残高とみなします。

制度の内容

【資金使途】	運転資金、設備資金、返済資金(既往の本提携保証以外の借換資金ならびに不動産購入に係る資金を除く)
【保証限度額】	1億円
【保証期間】	10年以内(一括返済は1年以内)
【貸付利率】	金融機関所定利率
【保証料率】	0.30%~1.20%(通常料率より0.15%引下げ) 別途、会計参与設置会社割引の適用があります。
【担保】	不要
【連帯保証人】	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
【取扱期間】	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
※当協会と覚書を締結した金融機関に限り本制度をご利用いただけます。すべての金融機関で利用できる制度ではありませんのでご注意ください。

●●●SDGsに取り組む方を対象とした保証制度のご案内

SDGsに取り組む方を対象とした保証制度があります。

当協会は、本保証制度を通じてSDGsの普及を推進し、事業者の方々と共に持続可能な社会の実現を目指してまいります。

制度の内容

SDGs保証	
保証対象	和歌山県内に事業所を有し、当協会の保証対象企業で、SDGsの取組みを行っていく法人または個人。なお、個人の場合は確定申告が青色申告であること。
資格要件	金融機関の信用格付(債務者区分)が「正常先」または「要注意先」(要管理先は除く)であること。ただし、信用格付を取得していない先については、正味資産が債務超過でないこと。
資金使途	運転資金、設備資金、返済資金 (既往の本提携保証以外の借換資金ならびに不動産購入資金を除く)
保証限度額	3,000万円
保証期間	10年以内
保証料率	0.35%～1.80%(通常料率より0.1%引下げ) 別途、会計参与設置会社割引の適用あり
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

『SDGs型』特定社債保証																												
保証対象	和歌山県内に事業所を有し、一定の財務要件を満たす当協会の保証対象企業で、SDGsの取組みを行っていく会社。																											
資格要件	下表(1)から(3)のいずれかに該当し、各要件のうち①の要件を満たす会社で、②もしくは③のいずれかの要件を満たし、かつ④もしくは⑤のいずれかの要件を満たす会社。 <table border="1"><thead><tr><th>基 準</th><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th></tr></thead><tbody><tr><td>①純資産額</td><td>5,000万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>②自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>③純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>④使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></tbody></table>				基 準	(1)	(2)	(3)	①純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
基 準	(1)	(2)	(3)																									
①純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																									
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																									
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																									
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																									
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																									
資金使途	運転資金、設備資金、返済資金																											
保証限度額	4億5,000万円(発行価額5億6,000万円)																											
保証期間	2年以上7年以内																											
保証料率	0.25%～1.70%(通常料率より0.2%引下げ) 別途、有担保割引及び会計参与設置会社割引の適用あり																											
担 保	不要(ただし、保証金額2億円を超える場合は有担保とする。)																											
連帯保証人	不要																											

*対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
※「SDGs保証」は当協会と覚書を締結した金融機関に限りご利用いただけます。すべての金融機関で利用できる制度ではありませんのでご注意ください。

●●●MAX280のご案内

制度の特徴

一定の財務要件を満たす中小企業者を対象に、無担保かつ通常より引き下げた保証料でご利用いただける保証制度です。

ご利用いただける方

以下に掲げる(1)から(7)までの要件をすべて満たす中小企業者です。

- (1)和歌山県内に事業所を有し、同一事業に係る業歴を1年以上有すること
- (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと
- (4)協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5)協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6)申込金融機関の債務者区分が「正常先」(無格付は含まない)であること
- (7)下記基準(a)から(c)のいずれかの基準の各要件のうち、①の要件を満たす者で②もしくは③のいずれかの要件を満たし、かつ④もしくは⑤のいずれかの要件を満たすこと

資格要件	基準(a)	基準(b)	基準(c)
①純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(注1・2)

制度の内容

【資金用途】 運転資金、設備資金、返済資金(不動産購入に係る資金は除きます)
運転資金は原則新規需資に限ります。

【保証限度額】 2億8,000万円

【保証期間】 15年以内(一括返済は7年以内)

【貸付利率】 金融機関所定利率

【保証料率】 0.25%~1.70%(通常料率より0.20%引下げ)
別途、会計参与設置会社割引の適用があります。

【担保】 不要

【連帯保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

経営者保証不要プラン(任意)

本制度独自プランでも連帯保証人を不要とすることができます。ただし、保証期間は以下のとおりとなります。

- (1) 運転資金の場合:7年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内
- (2) 設備資金を含む場合:10年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内

【取扱期間】 令和8年3月31日まで

(注1) 各指標については、協会への申込日の直前の決算におけるものとします。

(注2) 計算是円単位で行い、計算結果は各指標の単位未満切り捨てとします。

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

●●●短期継続保証「たんけいネクスト」のご案内

制度の特徴

一括返済の短期資金(12か月)を7回まで更新してご利用いただける完全事前相談制の保証制度です。

本制度のご利用イメージ



ご利用いただける方

金融機関と連携して経営改善に取り組む法人または個人(個人は確定申告が青色であり、貸借対照表添付の特別控除を受けていること)で、以下に掲げる(1)から(6)までの要件をすべて満たす中小企業者です。

- (1)2期以上の確定申告を行っていること
- (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと
- (4)協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5)協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6)正味資産が債務超過(個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は直近の決算)でないこと

なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと

制度の内容

【資金使途】 運転資金

※協会が認めた場合は既保証融資の借換(原則、同一金融機関扱い分に限る)を含めることも可能

【保証限度額】 8,000万円(一般関係保険枠の「無担保保険」、「普通保険」を適用)

※ただし、新規需資(既往の本保証を含む)については申込直前期決算の平均月商の3か月以内

※1金融機関につき1企業1口まで(有担保扱いと無担保扱いに分割する場合は、同時実行で2口の利用可能)

※保証限度額は「たんけいサポート」の利用残高と合算

【保証期間】 12か月以内(保証審査により、最長7回までの更新可能。更新時の保証期間は原則12か月)

【貸付形式】 手形貸付または証書貸付

【返済方法】 一括返済

【保証料率】 年0.45%~1.90%

別途、会計参与設置会社割引の適用があります。

税理士等が月次管理を行っている中小企業者の場合、0.1%を割引いた料率を適用します。

【貸付利率】 金融機関所定利率

【担保】 必要に応じて徵求

【連帯保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

【取扱期間】 令和8年3月31日まで

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

●●●経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】のご案内

経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】とは

多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的に創設された制度です。

制度の内容

	全国統一保証制度 経営改善サポート保証 経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】	和歌山県制度 資金繰り安定資金 (経営改善・事業再生枠)	
保証対象	<p>以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業基盤整備機構の指導・助言を受けた事業再生計画 ② 中小企業活性化協議会または産業復興相談センターの指導・助言を受けた事業再生計画 ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資した事業再生ファンドが策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生計画 ⑫ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画 		
資金使途	運転資金、設備資金、返済資金(事業再生計画の実施に必要な資金)		
保証限度額	2億8,000万円【有担保:2億円 無担保:8,000万円】 ※資金繰り安定資金(経営改善・事業再生枠)単体の融資限度額:1億6,000万円		
保証割合	<p>責任共有対象(80%保証) ※次の①または②に該当する場合は例外的に責任共有対象外(100%保証)となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借換える場合 ②危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ、貸付実行されたセーフティネット保証 <p>5号の既往借入金を同額以内で借換える場合</p>		
保証料率	<p>国の保証料補助によりお客様負担は0.3%</p> <p>補助前:責任共有対象 0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合 1.0%) 責任共有対象外 1.0%(経営者保証免除対応を適用する場合 1.2%)</p> <p>尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外。</p>		
保証期間	15年以内(据置期間3年以内)	一括返済の場合は1年以内	
担保	必要に応じて徴求		
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。		
融資利率	金融機関所定利率	運転資金 設備資金	1.4%以内
		返済資金	責任共有対象の場合:2.0%以内 責任共有対象外の場合:1.8%以内
申込方法	金融機関経由	県融資制度取扱金融機関経由	
取扱期間	令和7年3月14日～令和8年3月31日申込受付分	令和7年4月1日～令和8年3月31日申込受付分	
備考	貸付実行後は、金融機関に対して定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。		

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

●●●事業承継特別保証・経営承継借換関連保証のご案内

制度の特徴

- 経営者保証なしの事業承継に対応
- 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減
- 経営者保証ありの既存の借入金の借換えも可能(本制度で経営者保証なし)

制度の内容

事業承継特別保証		経営承継借換関連保証
保証対象	次の①または②に該当し、以下の財務要件を満たす中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの	経営承継円滑化法の認定申請日より3年以内に事業承継を予定する認定取得者で、以下の財務要件を満たす中小企業者(上場会社を除く)
【財務要件】次の①～④に定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ※ EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと		
保証限度額	2億8,000万円【一般枠】 (有担保:2億円 無担保:8,000万円)	2億8,000万円【別枠】 (有担保:2億円 無担保:8,000万円 特別小口:2,000万円)
資金使途	保証対象①に該当する場合 事業資金 個人保証付き融資の借換資金 保証対象②に該当する場合 事業承継前に借り入れた個人保証付き融資の借換資金	現代表者の個人保証付き融資の借換資金
保証割合	責任共有対象	責任共有対象(特別小口は責任共有対象外)
保証料率	0.45%～1.90%(有担保割引・会計参与設置会社割引の適用あり) 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合 0.20%～1.15% (有担保割引・会計参与設置会社割引の適用なし)	※特別小口の場合 1.00% (会計参与設置会社割引の適用あり)
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)	
担保	必要に応じて微求	
連帯保証人	不要	
融資利率	金融機関所定利率	
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)	

本制度に対応した県制度

『事業承継支援資金(承継特別支援枠・経営承継借換枠)』(P34【主な県制度】)

※対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

●●●信用保証協会団体信用生命保険制度(※特約料早見表)

中小企業の経営者が死亡または高度障害という不測の事態に陥った場合、保証協会団信付の保証付融資が保険金で弁済されることによって、事業の維持安定を図るとともに、残されたご家族（ご遺族）、事業継承者等のご安心を図るものであります。

1 制度のしくみ

個別の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」）と生命保険会社の間で、中小企業者等を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。

保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務（※）を弁済します。

※保証協会の保証割合に関わらず、被保険者の残債務額となります。

2 加入資格

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります）

- ・個人事業主
- ・中小企業者に該当する法人の代表者で、かつ保証付融資の連帯保証人となる方

※平成31年4月1日より加入年齢及び継続期限が引き上げとなりました。（平成31年4月1日時点まで加入していた方も継続期限引き上げの対象となります。）

3 融資条件

融資金額100万円以上で期間1年以上の均等分割返済の借入（証書貸付に限ります）

※ご加入いただける保険金額は、一被保険者2億円が限度です。

4 特約料早見表

特約料（保険料）は年払いでの債務残高を基に計算されますので、一般的な生命保険よりも割安です。

連合会が、団信申込時に登録された口座から、1年分の特約料を振り替えます。

年払特約料の目安（融資金額 100万円について）（元金均等返済、措置期間なしの場合）

（単位：円）

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	3,790	2,160	760	-	-	-	-	-	-	-	6,710
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	-	-	-	-	-	10,790
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	-	-	-	14,950
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

※1 上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

※2 特約料は今後変更される場合があります。

5 申込添付書類

①団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書、②「団信」申込書兼告知書、③「団信」特約料口座振替依頼書、④「団信」申込書兼告知書および債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書

※融資金額が5,000万円を超える場合は、所定の「健康診断結果証明書」が必要です。

6 申込みに係る留意点

- ①保証協会団信加入と信用保証の諸否とは一切関係ありません。
- ②「2. 加入資格」の条件を満たす方でも生命保険会社の審査の結果、ご加入いただけない場合もあります。
- ③ご利用の際は信用保証委託申込書の「団信加入希望」欄にその旨をご記入ください。なお、融資実行後に加入することはできません。
- ④団信付融資を借換えした場合、団信の自動継続はされず、既保証融資の消滅と同時に団信も解約となります。
※借換え後の融資について団信加入を希望される場合は、改めて加入申込いただくことになります。

●●●約定書及び各種覚書締結先一覧

金融機関名		基本約定書	長期保証	特定社債保証	当座貸越根保証	事業者カード口座根保証	手形貸付根保証	条件担保保証
都市銀行	三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○	○
	三井住友銀行	○	○	○	○	○	○	○
	みずほ銀行	○	○	○	○	○	○	○
	りそな銀行	○	○	○	○	○	○	○
地方銀行	紀陽銀行	○	○	○	○	○	○	○
	南都銀行	○	○	○	○	○	○	○
	池田泉州銀行	○	○	○	○	○		○
	百五銀行	○	○	○	○	○		○
	関西みらい銀行	○	○	○	○	○		○
	三十三銀行	○	○	○	○	○		○
金信庫用	きのくに信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
	新宮信用金庫	○	○		○	○		○
信用組合	近畿産業信用組合	○	○					○
	ミレ信用組合	○						
	和歌山県医師信用組合	○						
農協	和歌山県信用農業協同組合連合会	○	○					
	和歌山県農業協同組合	○	○		○			
その他	三井住友信託銀行	○						
	あおぞら銀行	○						
	商工組合中央金庫	○	○	○	○		○	○
	日本政策投資銀行	○						
	信金中央金庫	○						
	損害保険ジャパン株式会社	○						
	近畿労働金庫	○						
	なぎさ信用漁業協同組合連合会	○						

●●●担当部署のご案内

企画総務部	企画総務部	企画課	TEL(073)433-9709 (073)433-9710 FAX(073)433-9700	理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、官公庁の窓口 予算・決算、資金運用、出納・会計など
		企画情報課	TEL(073)433-9711 (073)433-9712 FAX(073)433-9740 (073)433-9742	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の管理 電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など
	企業支援部	企業支援統括課	TEL(073)433-9703 FAX(073)433-9702	保証業務および期中管理（事故報告書受付前）の統括・企画・調整、受付窓口業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協会団体、保証書発行、保証料徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など
		保証課	TEL(073)433-9705 FAX(073)433-9732	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など
	経営支援部	経営支援課	TEL(073)433-9704 FAX(073)433-9732	金融相談・経営支援、再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理など
		創業・事業承継サポートデスク	TEL(073)433-9722 FAX(073)433-9732	創業支援、事業承継支援など
	管理部	管理統括課	TEL(073)433-9706 FAX(073)433-9701	管理業務および期中管理（事故報告書受付後）の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務・代位弁済の諾否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など
		管理課	TEL(073)433-9707 FAX(073)433-9701	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など
	コンプライアンス統括室		TEL(073)433-9713 FAX(073)433-9701	コンプライアンス統括、内部監査、外部検査、苦情・要望など
田辺支所	業務課		TEL(0739)22-4666 FAX(0739)24-9212	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査（再生支援を含む）、保証推進、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）など
		創業・事業承継サポートデスク	TEL(0739)33-7061 FAX(0739)24-9212	創業支援、事業承継支援など
	管理課		TEL(0739)23-5222 FAX(0739)24-9212	事故報告書の受付事務、保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など

1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡

●●●経営支援事業

専門家派遣事業「わかやま連携サポート」

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家（中小企業診断士・税理士・公認会計士）派遣を実施しております。是非ご活用ください。

経営安定化支援・創業者フォローアップ・事業承継支援・生産性向上支援

支援対象事業者の選出

上記の支援事業を行うことにより経営改善が見込まれる事業者を当協会が選出。

事業者訪問

協会職員等が支援対象者を訪問し、経営者にヒアリングを実施。
専門家による経営診断の活用やローカルベンチマークの作成を提案。

専門家によるアドバイスを
希望する場合

専門家派遣事業「わかやま連携サポート」の実施

専門家による経営診断

- 派遣回数は最大5回（1企業当たり）
- 派遣費用は当協会が負担

現状把握・課題認識

経営者が自社の経営状況を客観的に把握。
経営の健全化に向けた具体的な計画策定
や経営改善に取り組むことが可能に！

「経営改善計画(早期経営改善計画)策定費用」 に対する当協会の補助事業について

政府が実施する「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に呼応して、当協会を利用している事業者を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。是非ご活用ください。

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

中小企業活性化協議会（全国47都道府県に設置）

費用の3分の2を支援

連名で相談・申込み

中小企業・小規模事業者

- ・計画策定支援
- ・フォローアップ

費用の3分の1を
自己負担

保証協会

経営改善計画策定
に要する費用の6
分の1（上限20万
円）※を補助します。

認定経営革新等支援機関
(中小企業診断士・税理士・公認会計士等)

協議・相談

金融機関

計画書提出

※「早期経営改善計画策定支援」については上限5万円。



●本所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

●南海和歌山市駅より	●JR和歌山駅より
タクシー 5分	タクシー 8分
バス(京橋下車) 10分	バス(京橋下車) 10分
徒歩 15分	徒歩 20分



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR紀伊田辺駅より
タクシー 10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車) 15分
徒 歩 20分

— 広がる夢のおてつたい —

 和歌山県信用保証協会